

泉区連合自治会町内会長会 9月定例会

開催日時 令和8年9月18日（金）
14:00～

1 市連会9月定例会報告事項

- (1) 横浜グリーンエクスポ来場日時予約等の開始について
【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局】
・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(7)で説明〕
- (2) 第10期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画
（よこはまポジティブエイジング計画）の市民意見募集について
【健康福祉局】・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(14)で説明〕
- (3) お試し用トイレパックの自治会・町内会等への配布について
【資源循環局】・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(5)で説明〕
- (4) 認可地縁団体制度の一部変更について
【市民局】・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(10)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 泉区の治安情勢等について (担当・説明：泉警察署)	情報提供 資料1
----------------------------------	--------------------

(2) 「在宅要介護者訪問歯科健診」のチラシ掲示について (担当・説明：泉区歯科医師会)	掲出依頼 資料2★ ＜広報よこはま掲載：なし＞
---	--------------------------------------

「在宅要介護者訪問歯科健診」のチラシについて、単位自治会町内会掲示板への掲示をお願いいたします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(3) 令和8年度共同募金運動の実施について (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	協力依頼 資料3● ＜広報よこはま掲載：なし＞
---	--------------------------------------

令和8年度 共同募金運動の実施にあたり、自治会町内会へ協力を依頼します。

◆依頼事項

自治会町内会長への協力依頼です。

(4) 泉ゆめが丘地区土地区画整理事業における事後評価アンケートについて (担当・説明：都市整備局市街地整備推進課)	情報提供 資料 4
＜広報よこはま掲載：なし＞	

泉ゆめが丘地区土地区画整理事業完了に伴い、事業の事後評価をするため市民にアンケート調査を依頼するものです。

(5) お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について (担当：資源循環局喫煙対策・美化推進課・説明：泉区総務課)	情報提供 資料 5 ★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

自治会・町内会の皆様にトイレパックをお試しいただき、災害時のトイレ対策として御家庭でトイレパックの備蓄を進めていただくことを目的としています。今回お配りするのは、品質保証期間が令和 8 年度までのものですので、備蓄ではなくお試し用として使用していただくことをお願いいたします。

(6) 令和 8 年横浜市長選挙における投票管理者等の推薦について (担当・説明：泉区総務課)	推薦依頼 資料 6
＜広報よこはま掲載：なし＞	

横浜市長選挙に関して、当日投票所の投票管理者及び投票立会人の推薦、期日前投票所の投票立会人の推薦について依頼します。

◆依頼事項

地区連合自治会町内会長への推薦依頼です。

(7) 横浜グリーンエクスポ来場日時予約等の開始について (担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課・ 説明：泉区区政推進課)	情報提供 資料 7 ★
＜広報よこはま掲載：あり（9 月号）＞	

横浜グリーンエクスポ入場チケットの来場日時予約、観覧予約及びシャトルバス予約が開始されますので、情報提供します。

(8) 横浜グリーンエクスポ機運醸成ステッカーの掲示について (担当・説明：泉区区政推進課)	周知依頼 資料 8 ★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

横浜グリーンエクスポの開催に向けた機運醸成の取組として、「横浜グリーンエクスポ機運醸成ステッカー」の掲示を各自治会町内会あてに依頼します。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(9) 泉区制 40 周年周知ポスターについて (担当・説明：泉区区政推進課)	周知依頼 資料 9 ★
＜広報よこはま掲載：あり（8～11月号）＞	

泉区制 40 周年記念事業のメイン期間に向けて広報を強化するため、10 月以降に開催される主なイベントを掲載したポスターを作成しました。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(10) 認可地縁団体制度の一部変更について (担当：市民局地域活動推進課・説明：泉区地域振興課)	情報提供 資料 10 ★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

地方自治法施行規則改正に伴い、令和 8 年 10 月 1 日より、個人情報保護の観点から、認可地縁団体の代表者等の住所が原則として非表示となります。

これに伴い、認可地縁団体台帳の写し(証明書)の交付手続等に一部変更がございますので、お知らせします。

(11) 令和 8 年度 第 15 回泉区民ふれあいまつりポスターの掲出について (担当・説明：泉区地域振興課)	掲出依頼 資料 11 ★
＜広報よこはま掲載：あり（10月号）＞	

開催周知用ポスターの自治会・町内会掲示板への掲出をお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(12) 地域活動団体向け地域活動支援講座開催について (担当・説明：泉区地域振興課)	情報提供 資料 12★
＜広報よこはま掲載：あり（9月号）＞	

自治会町内会をはじめとする地域活動団体を対象に、情報発信や連絡調整の効率化、役員間の負担低減を目的に、「地域活動のための LINE 活用講座」を開催しますので、ご参加をお願いします。

(13) もちつきや秋まつりでの食中毒予防講習会について (担当・説明：泉区生活衛生課)	情報提供 資料 13★
＜広報よこはま掲載：あり（9月号）＞	

地域イベントでの食中毒予防を目的とした講習会を、事前申込制で 10 月 20 日に区役所にて開催します。1 団体につき 2 人まで参加できます。

(14) 第 10 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはまポジティブエイジング計画）の市民意見募集について (担当：健康福祉局高齢健康福祉課・説明：泉区高齢・障害支援課)	情報提供 資料 14★
＜広報よこはま掲載：あり（10月号）＞	

令和 9 年度から 11 年度までの 3 年間を計画期間とする、第 10 期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定に向けて、市民の方から広く御意見・御要望等を伺うため、市民意見募集を実施します。

(15) 令和 8 年生活のしづらさなどに関する調査について (担当・説明：泉区高齢・障害支援課)	情報提供 資料 15
＜広報よこはま掲載：なし＞	

厚生労働省では、横浜市を通じ「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。調査員が対象地区へのチラシ配布や訪問をさせていただきます。

(16) 泉土木管内工事について (担当・説明：泉土木事務所)	情報提供 資料 16
------------------------------------	---------------

(17) 火災・救急状況について (担当・説明：泉消防署)	情報提供 資料 17
----------------------------------	---------------

10 月定例会 日時：令和 8 年 10 月 19 日（月）午後 2 時 30 分から

会場：4 A B C 会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

(案)

令和8年9月18日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和8年度 9月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

9月18日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、9月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

【送付物一覧】

	送 付 物	部 数
1	お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について 区連会議題 5 【資源循環局喫煙対策・美化推進課】	1部
2	横浜グリーンエキスポ来場日時予約等の開始について 区連会議題 7 【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課】	1部
3	横浜グリーンエキスポ機運醸成ステッカーの掲示について 区連会議題 8 【泉区区政推進課】	1部
4	泉区制40周年周知ポスターについて 区連会議題 9 【泉区区政推進課】	1部
5	認可地縁団体制度の一部変更について 区連会議題 10 【市民局地域活動推進課】	1部
6	地域活動団体向け地域活動支援講座開催について 区連会議題 12 【泉区地域振興課】	1部
7	もちつきや秋まつりでの食中毒予防講習会について 区連会議題 13 【泉区生活衛生課】	1部
8	第10期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはまポジティブエイジング計画）の市民意見募集について 区連会議題 14 【健康福祉局高齢健康福祉課】	1部
9	「在宅要介護者訪問歯科健診」のチラシ掲示について 区連会議題 2 【泉区歯科医師会】	掲出部数
10	令和8年度第15回泉区民ふれあいまつりポスターの掲出について 区連会議題 11 【泉区地域振興課】	掲出部数

事務局 泉区役所地域振興課 担当：湯澤 TEL 800-2391

【参 考】

送付資料は「泉区連合自治会町内会長会」ホームページにも掲載していますので、併せてご活用ください（※区連会の翌営業日までに掲載予定です）。

URL : <http://www.izumikuren.net/information.php>

泉区連合自治会町内会長会＞区役所からのお知らせ

＞泉区連合自治会町内会長会定例会資料

泉区連合自治会町内会長会



1 犯罪情勢等(8月末)

(1) 認知件数464件(前年同期比+39件)

主な罪種	令和8年	令和7年	増減
強盗	2	0	0件
空き巣	6件	17件	-11件
車上ねらい	12件	7件	+5件
万引き	57件	57件	±0件

特徴

- ・昨年と比較し、オートバイ盗の発生が増加しています。二重ロック、バイクカバーの活用をお願いします。約半数が自宅敷地内から盗まれています！
- ・車上ねらいも増加傾向にあります。車から離れる際は、短時間でも必ず窓を閉めて施錠をしてください。

主な罪種	令和8年	令和7年	増減
自転車盗	61件	100件	-39件
オートバイ盗	36件	18件	+18件
自動車盗	2件	12件	-10件

★ながら見守り

「ながら見守り」は、住民のみなさんが、日常生活や事業活動を行いながら防犯の視点を持って見守りを行う活動です。一緒に地域の子供の安全を見守りませんか？

例えば…

散歩をしながら、お花に水をあげながら、買い物をする等
日頃から防犯の目を光らせ、犯罪者を寄せ付けないようにしましょう！

お願い

特殊詐欺発生件数

特殊詐欺	令和8年	令和7年	増減
発生件数	28件	39件	-11件
被害総額	3億2000万円	2億3200万円	+8800万円

主な手口	令和8年	令和7年	増減
オレオレ詐欺	16件	17件	-1件
還付金詐欺	17件	16件	+1件
架空請求詐欺	5件	3件	+2件

特徴

比較的若い年代の方も特殊詐欺の被害に遭っています。
近年投資に関する詐欺や、ロマンス詐欺などが横行しています。

ニセ警察詐欺が増加しています

＋発信の国際電話と実際の警察署の電話番号を組み合わせた番号から架電が来る場合もあります。

近年詐欺の手口が巧妙化しているため、お金に関わる内容の電話が来た場合は必ず周囲の人に相談をし、焦って支払わないよう注意してください。

お願い

詐欺対策として、警察庁推奨アプリをインストールしましょう！

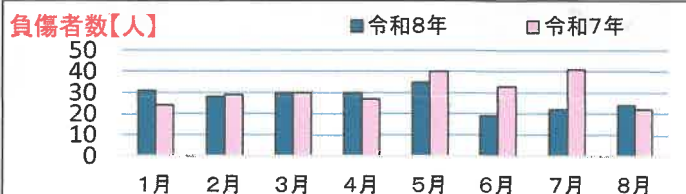
また、国際電話を使用しているため、国際電話不取り扱い受付センターにて、国際電話の着信拒否設定をするのも効果的です。



2 交通事故の発生状況(8月末)

交通事故	令和7年	令和8年	増減
発生件数	227件	196件	-31件
死者数	1	0	-1
負傷者数	246人	219人	-27人

主な関係事故	令和7年	令和8年	増減
高齢者	80件	51件	-29件
二輪車(オートバイ)	77件	66件	-11件



特徴

- 昨年度と比較し、泉区内での18時から20時までの時間内での事故が1件から4件と+3件の増加傾向にあります。
- 「追突事故」が昨年度2件から今年度5件と発生が増加しています。濡れた路面状況や前方不注意により停止距離が変化します。
状況に応じた運転、車間距離の確保をお願いします。

お願い

○ 9月21日から30日まで秋の交通安全運動が開始されます、全国一斉に開始されますのでご協力をお願いいたします。

○ 集中豪雨等の異常気象が多数発生しております、アンダーパス、ガード下、川に沿った場所等での増水が考えられます。泉区内でも2か所アンダーパスがあり冠水等の可能性があります。冠水している場所がありましたら絶対進まず、引き返してください。



3 町名別発生状況(8月末)

(1) 認知件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町 (北部)	和泉町 (南部)	和泉 中央北	和泉 中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	その他	合計
8 月中	2	7	1	3	6	2	4	11	0	2	0	0	1	5	1	2	3	1	2	0	0	5	4	62
前年同期比	+2	+4	±0	-1	+2	±0	+3	+5	±0	±0	±0	-1	-9	+1	-2	+2	±0	+1	+1	±0	±0	+2	+4	+14
8 月末	14	63	8	28	34	13	12	95	0	16	3	1	12	38	24	6	23	5	6	7	1	28	27	464
前年同期比	+9	+6	+4	+8	+8	-2	+5	+43	±0	+3	+2	-1	-24	-1	-6	-4	+1	-5	-7	+1	+1	-10	+8	+39

(2) 交通事故発生件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園
8 月中	1	2	1	0	3	0	0	1	0	1	0	1	2	2	2	0	2	0	2	0	0	2
前年同期比	-1	+1	±0	-1	+1	-1	-1	±0	±0	+1	±0	±0	+1	+2	±0	-1	±0	-1	+2	±0	±0	+2
8 月末	7	17	19	9	15	4	7	21	0	5	3	3	8	16	18	1	16	7	6	2	0	10
前年同期比	-2	±0	+6	-5	-4	-3	+3	-19	±0	-1	+3	-4	-2	+1	+10	-7	-2	+2	-5	-5	±0	+3

	環状4号	横浜伊勢原線(長後街道)	阿久和鎌倉線(かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他	合計
8 月中	2	5	2	1	1	7	4	22
前年同期比	±0	+2	+1	+1	±0	-3	+3	+4
8 月末	30	24	6	7	5	118	6	196
前年同期比	+4	-4	-7	±0	+2	-24	-2	-31

神奈川県警察公式アプリ
かながわポリス

アプリのコンセプトは
持ち運べる交番です

アプリをダウンロードして、防犯情報等入手！
その他にも、痴漢警退機能「防犯フッサー機能」など、多数の機能を搭載！

アプリを今すぐダウンロード

神奈川県警察 × 秘密結社鷹の爪公式「ガル鷹」

★ 神奈川県警察からのお知らせ ★

防犯カメラの設置を考えている方へ ～防犯カメラ付き自動販売機のご紹介～

県と県警察は、**防犯カメラ付き自動販売機**を運用する企業3社と地域安全に関する協定を締結しています。

同自販機の設置には、一定の条件がありますが、**防犯カメラの導入・維持費用を抑える**ことができます。

自販機内部に防犯カメラを設置し、映像の管理は担当業者で行います。

防犯カメラは自販機に内蔵されるため、設置費用は不要です。

電気料金等のランニングコストは自販機の売上から充当が可能です。

※ 設置には各社の条件があります。設置を検討される方は、管轄の警察署までお問合せください。

神 奈 川 県 警 察

お 知 ら せ

泉警察署では、犯罪の発生情報などを「X」、ピーガルくん安全安心メール、かながわポリスアプリを利用して情報発信しています。

泉警察署公式

「X」



かながわポリスアプリ



泉区安全安心メール



「訪問歯科健診案内」 ご掲示のお願い

資料 2

泉区連長会資料
令和 7 年 9 月 19 日
泉区歯科医師会

令和 8 年度 在宅要介護者訪問歯科健診事業 概要

- 1 委託者（実施主体） 横浜市
- 2 受託者（実施担当） 一般社団法人 横浜市歯科医師会
- 3 目的 加齢に伴う口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など高齢者の ADL（日常生活動作）に大きく影響するが、在宅で暮らす多くの高齢者やそのご家族等にその事実が認識されていないことが多い。そこで、横浜市は後期高齢者医療広域連合が実施する「高齢者の低栄養防止・重症化予防等事業」の補助金を活用し、要介護状態の在宅高齢者を対象に、口腔機能の改善を図るとともに口腔ケアの重要性を啓発します。
訪問歯科健診の事業効果検証を通して、後期高齢者の低栄養防止・重症化予防を図る実施手法の検討と効果の検証を目的として「在宅要介護者訪問歯科健診事業『訪問歯科健診』」を実施する。
- 4 対象者 横浜市内の神奈川県後期高齢者医療制度被保険者のうち、歯科健診を受診することができない在宅の原則要介護 3 以上※の後期高齢者で、医療保険や介護保険において歯科に関する管理を受けておらず(例：居宅療養管理指導を受けていない等)、本人またはその家族等が歯科健診を希望する方を対象とする。
※要支援 1・2、要介護 1・2の方は、医科の訪問診療を受けている場合に本事業の対象となります。
※後期高齢者医療制度被保険者が本事業の対象者です。
 - ・後期高齢者被保険者であれば、65 歳～74 歳の方も対象になります。
 - ・生活保護受給者は後期高齢者医療制度の対象とならないため、本事業の対象外となります。
 - ・グループホーム、有料老人ホーム等の居住者は対象外です。
- 5 実施期間 令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日
- 6 実施医療機関 一般社団法人横浜市歯科医師会会員で、本事業の実施に協力する歯科医療機関。
- 7 実施概要 訪問歯科健診の実施 令和 8 年度も 480 件を限度とします。
「4 対象者」に対して、誤嚥性肺炎等の疾病を予防するため、及び低栄養 防止・ 歯科疾患の重症化予防に繋げるために訪問歯科健診を実施する。また、訪問歯科健診については、健診結果をもとに相談対応及び指導も併せて実施する。健診を実施するにあたり、480 件の訪問を上限とする。
なお、歯科医師 1 人につき、歯科衛生士 1 人を同行することが可能とする。
- 8 受診者の負担 受診者の自己負担はないものとする。
- 9 本事業と治療の区分 訪問歯科健診と併せて、治療行為は行わないこと。
- 10 本事業の申込・問合せ 泉区歯科医師会 泉区在宅歯科医療連携室

お問い合わせ先：0 1 2 0－7 4 0－6 4 8

FAX：0 1 2 0－7 4 0－6 4 7

無料

～ 健康は健口(けんこう)から～

先着**480**名限定

訪問歯科健診

この事業は、横浜市の令和8年度在宅要介護者訪問歯科健診事業により実施します。

《事業実施期間》

令和8年9月1日～令和9年1月31日

加齢に伴う口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など高齢者の**ADL**（日常生活動作）に大きく影響します。

そこで、通院が困難な在宅高齢者を対象に、訪問歯科健診を行うことにより、早期対応及び口腔機能の改善を図ります。

◆実施内容

◇対象者：・市内在住で歯科健診に行くことができない75歳以上
(神奈川県後期高齢者医療制度対象者)で**要介護3以上※の方**

※ **要支援1・2、要介護1・2の方**は、内科等の定期的な訪問診療を受けている場合に**本事業の対象となります**。

・現在、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・**定期健診等**の管理を受けている方は対象外

◇内容：無料で、歯科医師によるむし歯、歯周病のチェック、お口の機能のチェック、歯科衛生士による歯みがきアドバイス等を行います。

*むし歯等の問題が見つかった場合で、**後日診療・治療をする場合は**、保険診療となります。

◇自己負担：**無 料**

◇申込方法：下記問合せ先までお電話・申込書(裏面)に必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込み下さい。

「訪問歯科健診」に関する問合せ・申込は
(一社)横浜市歯科医師会 歯科医療連携室
電話:0120-814-594 FAX:0120-458-557



－在宅要介護者訪問歯科健診事業－
横浜市・(一社)横浜市歯科医師会



在宅要介護者訪問歯科健診連絡表

【申込日】令和 年 月 日

申込者氏名			
患者さんとの関係	☐ 家族 () ☐ 担当ケアマネージャー ☐ その他 ()		
電話番号		FAX番号	

利用者(患者) 氏名	ふりがな		男・女
生年月日	年 月 日 満 歳		
住 所	〒 横浜市 区		
電話番号			
介護認定	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2  ☐ 医科の訪問診療介入有 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5		
・生活保護	☐ 有 ☐ 無	・医療保険	☐ 有 ☐ 無
・障害者手帳	☐ 有 ☐ 無		
・かかりつけ歯科医	☐ 有 ☐ 無	・かかりつけ主治医	☐ 有 ☐ 無
医院・医師名	電話番号	医院・医師名	電話番号
患者さんの状態(環境) ☐ 寝たきり ☐ 寝たり起きたり ☐ 自力で移動できる ☐ 移動に介助が必要			
訪問健診希望曜日		駐車スペース	
	月 火 水 木 金 土 日	☐ 有 ☐ 無	
午前			
午後			

FAX 0120-458-557
横浜市歯科医師会 歯科医療連携室

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 8 年 9 月 1 8 日
共同募金会横浜市泉区支会

各地区連合自治会町内会長 様

共同募金会横浜市泉区支会
支会長 中山 懐利

令和 8 年度共同募金運動の実施について（ご依頼）

平素より共同募金運動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年度も、10 月 1 日より「赤い羽根共同募金運動」が始まります。引き続きご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

各自治会町内会長様には、募金活動の実施について改めてご案内し、目標額（目安額）も併せてお知らせいたします。なお、募金はいくまで任意のご寄付ですので、金額の指定は行わないようお願いいたします。

また、各連合単位に対し、事務手数料として共同募金交付金 10,000 円を、指定口座へ振り込みます。振込先の確認のため、下記の書類のご提出をお願いします。詳細な金額等は後日改めてご連絡いたします。

【依頼事項】

・別紙「振込口座回答表」のご確認・修正・提出

※昨年度ご記入いただいた振込先を記載しております。修正がある場合は、二重線で訂正のうえご提出ください。

※日本赤十字社会費の地区交付金、社会福祉協議会賛助会費の事務経費についても同口座へ振込予定です。

・提出期限：令和 8 年 10 月 19 日（月）必着

※F A X または同封の返信用封筒にてご提出ください。

【事務局】横浜市泉区社会福祉協議会 担当：三村・土居

〒245-0023 泉区和泉中央南 5-4-13 相鉄ライフいずみ中央M3 階

電話：045-802-2150 F A X：045-804-6042

令和8年度泉区共同募金目標額(目安額) [資料]

連 合 名	※世帯数	一 般 募 金		年末たすけあい 目標額20円 (C)	合計315円 (A+B+C)
		広域目標額 160円(A)	地域目標額 135円(B)		
中 川	5,735世帯	917,600円	774,225円	114,700円	1,806,525円
緑 園	4,554世帯	728,640円	614,790円	91,080円	1,434,510円
新 橋	2,523世帯	403,680円	340,605円	50,460円	794,745円
和泉北部	2,607世帯	417,120円	351,945円	52,140円	821,205円
和泉中央	5,616世帯	898,560円	758,160円	112,320円	1,769,040円
下和泉	1,823世帯	291,680円	246,105円	36,460円	574,245円
富士見が丘	2,503世帯	400,480円	337,905円	50,060円	788,445円
上飯田	3,178世帯	508,480円	429,030円	63,560円	1,001,070円
上飯田団地	1,106世帯	176,960円	149,310円	22,120円	348,390円
いちよう団地	1,677世帯	268,320円	226,395円	33,540円	528,255円
中 田	9,574世帯	1,531,840円	1,292,490円	191,480円	3,015,810円
しらゆり	1,641世帯	262,560円	221,535円	32,820円	516,915円
連合合計	42,537世帯	6,805,920円	5,742,495円	850,740円	13,399,155円
連合未加入	1,514世帯	242,240円	204,390円	30,280円	476,910円
そ の 他 の 募 金		231,840円	863,115円	118,980円	1,213,935円
合 計		7,280,000円	6,810,000円	1,000,000円	15,090,000円

※共同募金は、社会福祉法の規程により、あらかじめ募金目標額と配分計画を定めて寄付金募集を行う「計画募金」です。

※ここにお示した金額は、令和8年9月1日現在の世帯数を基本として積算していますが、各自治会町内会で把握されている世帯数にもとづきご協力をお願いします。

NO. 〇〇
〇〇 様

共同募金会横浜市泉区支会
支会長 中山 懐利

令和 8 年度 共同募金の実施について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より共同募金運動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
本年度も、10月 1 日より全国一斉に共同募金運動が展開されます。皆様からの募金は、地域福祉の推進や福祉団体への支援に活用される大切な財源です。趣旨をご理解のうえ、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

【1 募金の納入方法】

（1）郵便局での払込

- ・同封の「払込取扱票」を郵便局の窓口で使用すると、手数料が免除されます。
※ＡＴＭをご利用の場合は手数料がかかりますのでご注意ください。
- ・詳細は別紙をご参照ください。領収書が必要な方は、事務局までご連絡ください。

（2）事務局（横浜市泉区社会福祉協議会）への持参

- ・ご持参いただく場合は、以下の窓口までお願いします。
横浜市泉区社会福祉協議会（相鉄ライフいずみ中央M3階 泉ふれあいホーム内）
受付時間：平日 9:00～17:00
※土曜日・日曜日・祝日は受付できませんので、ご了承ください。

【2 納付期間について】

納付期間：令和 8 年 10 月 1 日（木）～12 月 24 日（木）
※可能な範囲で、期間内のご納付にご協力いただけますと幸いです。期限を過ぎる場合も受付可能ですが、事前にご一報いただけますようお願いいたします。

【3 募金目安額について】

戸別募金については、令和 8 年 2 月の泉区連合自治会町内会長会にて、1 世帯あたり 315 円を目安とすることが了承されています。あくまでも「目安」ですので、金額にこだわらずご協力いただけますようお願いいたします。

対象世帯数	合計 315 円 (A+B+C)	広域（県域）目安額 160 円 (A)	地域（区域）目安額 135 円 (B)	年末たすけあい 目安額 20 円 (C)
〇〇世帯	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円

※共同募金は、社会福祉法の規定により、あらかじめ募金目標額と配分計画を定めて寄付金募集を行う「計画募金」です。募金の目安となる世帯数については、令和 8 年 9 月 1 日現在の世帯数を参考に算出しています。

【事務局】横浜市泉区社会福祉協議会 担当：三村・土居
〒245-0023 泉区和泉中央南 5-4-13 相鉄ライフいずみ中央M3階
電話：045-802-2150 F A X：045-804-6042

令和8年度 共同募金資材送付内訳書

No. ○○

○○様

種 類	送 付	取 扱 説 明
★赤い羽根共同募金運動 実施に際しての注意点 (自治会町内会長用)	1 部	戸別募金を行っていただく際の注意点を記載しておりますのでご一読ください。
★赤い羽根共同募金運動 実施に際しての注意点 (班長用)	○部	班長用に戸別募金を行っていただく際の注意点を記載しておりますのでご一読ください。
三つ折リーフレット (あかいはね)	○部	募金の趣旨・使途などについて書かれています。 班長が各世帯へ募金を依頼する際の参考として ご使用ください。
委嘱状 (班長用)	○部	班長が各世帯へ募金を依頼する際、神奈川県共 同募金会より募金活動を委嘱された証としてご 提示ください。
領収書 (1冊 50 枚)	○冊	会長より各班長へ、世帯数分お預けいただき、 班長が募金された世帯に発行する領収書です。 泉区では「年末たすけあい」の寄付金も含め、 1 世帯あたり 315 円を目安として募金していま す。
募金封筒	○部	各世帯からの募金の収納用にご使用ください。
ポスター (A 4)	○枚	自治会・町内会の掲示板に掲示をお願いいたし ます。
★令和8年度 共同募金実施要領	1 部	共同募金の趣旨、配分計画、募金方法など共同 募金の基本的事項を明らかにしたものです。
★郵便局での 払い込みにあたり	1 枚	募金を郵便局で払い込む際の留意事項について 記載しておりますのでご一読ください。
払込取扱票	1 枚	郵便局で払い込まれる際にご使用ください。

【連絡先】 共同募金会横浜市泉区支会
事務局：横浜市泉区社会福祉協議会
(担当：三村・土居)
〒245-0023 泉区和泉中央南5-4-13
相鉄ライフいずみ中央M3階
電話：045-802-2150 F A X：045-804-6042



赤い羽根共同募金運動実施に際し ご注意いただきたい点について



自治会町内会長ならびに各班長の皆さまには、例年、共同募金運動に多大なご協力をいただき、深くお礼申し上げます。皆さまのご協力のおかげで毎年たくさんのご寄付が寄せられ、区内および県内の社会福祉事業や、震災・水害等の災害被災地支援等に活用されています。

お忙しいなか大変恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき赤い羽根共同募金運動にご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 募金目標額

共同募金は、計画に基づき配分するため、あらかじめ募金の目安額を設定しています。今年度の目安額は、泉区連合自治会町内会長会のご承認をいただき、以下のとおり設定しています。

自治会町内会加入世帯一世帯あたり	目安額 315 円 ※あくまでも目安額であり、実際の寄付金額の多寡は問いません
自治会町内会世帯数の考え方	自治会町内会加入世帯数 ※広報配布世帯数ではありません

※寄付は任意です。お示ししている金額はあくまでも目安額ですので、決してノルマではありません。戸別世帯への募集に際しては、ご寄付をいただく方に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願いします。

2 募金活動実施に際してご注意いただきたい点

戸別訪問により募金活動を行う自治会町内会は、以下の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

① 「ボランティア委嘱状」を携帯してください。（任意）

委嘱状は、募金ボランティアとして神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明としてご活用いただけます。戸別訪問する際は必要に応じて、ご携帯くださいますようお願いいたします。

なお、氏名欄についてはお手数ですが各自治会町内会でご記入をお願いします。

② 領収書を発行してください。

ご寄付いただいた方にはお手数ですが領収書をお渡しく下さい。なお、寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。

3 募金納入方法

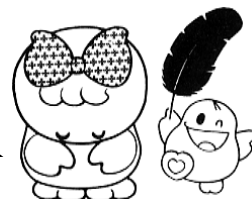
寄付金が集まりましたら、自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、以下のいずれかの方法でご納入いただきますよう、お願い申し上げます。

郵便局からの振り込み	口座記号№：00280-5-110724 加入者名：社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市泉区支会 同封の振込取扱票で郵便局の窓口にてお振込みください。 ※ATMをご利用される場合は手数料がかかりますのでご注意ください。
事務局窓口に持ち込み 受付時間： 月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:00	泉区和泉中央南5-4-13 相鉄ライフいずみ中央M3階 泉ふれあいホーム内（※相鉄ローゼンいずみ中央店上階） 事務局：横浜市泉区社会福祉協議会 電 話：045-802-2150 ※受付時間外にご持参いただく場合は、事前にご連絡ください。常勤職員が不在の場合、受付ができないことがございます。

4 納入期間 令和8年10月1日（木）～令和8年12月24日（木）

※上記の期間を過ぎる場合は、事務局までご一報いただけると幸いです。

今年も皆さまのご協力をよろしくお願いいたします



～お問い合わせ～

共同募金会横浜市泉区支会

（事務局：横浜市泉区社会福祉協議会）

電話：045-802-2150 F A X：045-804-6042



赤い羽根共同募金運動実施に際し ご注意いただきたい点について



自治会町内会長ならびに各班長の皆さまには、例年、共同募金運動に多大なご協力をいただき、深くお礼申し上げます。皆さまのご協力のおかげで毎年たくさんのご寄付が寄せられ、区内および県内の社会福祉事業や、震災・水害等の災害被災地支援等に活用されています。

お忙しいなか大変恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき赤い羽根共同募金運動にご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 募金目標額

共同募金は、計画に基づき配分するため、あらかじめ募金の目安額を設定しています。今年度の目安額は、泉区連合自治会町内会長会のご承認をいただき、以下のとおり設定しています。

自治会町内会加入世帯一世帯あたり	目安額 315 円 ※あくまでも目安額であり、実際の寄付金額の多寡は問いません
自治会町内会世帯数の考え方	自治会町内会加入世帯数 ※広報配布世帯数ではありません

※寄付は任意です。お示ししている金額はあくまでも目安額ですので、決してノルマではありません。戸別世帯への募集に際しては、ご寄付をいただく方に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願いします。

2 募金活動実施に際してご注意いただきたい点

戸別訪問により募金活動を行う自治会町内会は、以下の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

① 「ボランティア委嘱状」を携帯してください。（任意）

委嘱状は、募金ボランティアとして神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明としてご活用いただけます。戸別訪問する際は必要に応じて、ご携帯くださいますようお願いいたします。

なお、氏名欄についてはお手数ですが各自治会町内会でご記入をお願いします。

② 領収書を発行してください。

ご寄付いただいた方にはお手数ですが領収書をお渡してください。なお、寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。

3 募金納入方法

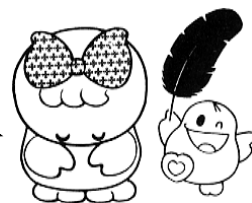
寄付金が集まりましたら、自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、以下のいずれかの方法でご納入いただきますよう、お願い申し上げます。

郵便局からの振り込み	口座記号№：00280-5-110724 加入者名：社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市泉区支会 同封の振込取扱票で郵便局の窓口にてお振込みください。 ※ATMをご利用される場合は手数料がかかりますのでご注意ください。
事務局窓口に持ち込み 受付時間： 月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:00	泉区和泉中央南5-4-13 相鉄ライフいずみ中央M3階 泉ふれあいホーム内（※相鉄ローゼンいずみ中央店上階） 事務局：横浜市泉区社会福祉協議会 電 話：045-802-2150 ※受付時間外にご持参いただく場合は、事前にご連絡ください。常勤職員が不在の場合、受付ができないことがございます。

4 納入期間 令和8年10月1日（木）～令和8年12月24日（木）

※上記の期間を過ぎる場合は、事務局までご一報いただけると幸いです。

今年も皆さまのご協力をよろしくお願いいたします



～お問い合わせ～

共同募金会横浜市泉区支会

（事務局：横浜市泉区社会福祉協議会）

電話：045-802-2150 F A X：045-804-6042



令和8年度 共同募金実施要領

～ つながりをたやさない社会づくり ～

社会福祉法人神奈川県共同募金会

戦後間もない昭和22年に“国民たすけあい運動”として始まった共同募金は、こととして運動創設80年を迎えました。運動開始当初は、戦後復興の一助として戦災孤児や生活困窮者への支援を重点に配分が行われ、その後、高度経済成長からバブル経済の隆盛と崩壊、近年では新型コロナウイルスの感染拡大によるパンデミックなど、その時々の変化の大きな変化の中においても、共同募金は“たすけあい”を基調とする組織活動を展開してまいりました。

現在、わが国では本格的な少子高齢化や人口減少が進み、地域における社会的孤立の顕著化、物価高騰による生活困窮者や社会的養護が必要な子どもたちへの対応といった課題が多様化、複雑化し、さらに全国各地で多発・激甚化する自然災害の発生などによって、住み慣れた地域で安心して生活していくための環境が脅かされています。

共同募金会では、戦後から80年に及ぶさまざまな課題に対応してきた実績を踏まえて、共同募金が“極めて地域性の高い運動”という特性を発揮して、住民の支え合いと参加により地域を共に創っていく「地域共生社会」を実現していくために、令和8年度も全国共通テーマ「つながりをたやさない社会づくり」のもとに、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会をはじめ、福祉分野に留まらずさまざまな業界と連携しながら、組織活動を展開してまいります。

I 共同募金の役割

1. 総合的な募金運動

共同募金は、地域福祉を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は各都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

6. 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

III 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和8年10月1日(木)から3月31日(水)までの6カ月間を実施期間とします。

ただし、市区町村を単位として実施する共同募金は、各地域の事情等に配慮して、従前と同様、12月31日までの3カ月間を募金期間とすることに差し支えありません。

なお、寄付金は、年間を通じていつでも受け入れることができます。

また、県共同募金会では、1月から3月までの3カ月間を強化期間として、県内を拠点とする企業等との協働事業を推進します。

Ⅳ 令和8年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第119条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和8年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和8年度募金目標額(配分計画額) 12 億円

◆ 赤い羽根募金(一般募金)	8億3,051万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動	3億59万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動	2億350万円
3. 広域的な活動を行う民間社会福祉・更生保護団体の事業	7,764万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業	3,500万円
5. 子ども食堂等を対象としたボランティアな活動支援事業 ...	2,000万円
6. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
7. 国内大規模災害時に緊急対応を行う資金	3,600万円
8. 社会的課題における緊急支援事業および災害対応事業	1,000万円
9. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業 ...	327.1万円
10. 県共同募金会が行う事業	8,056.9万円
11. 市区町村支会が行う事業	5,894万円

◆ 年末たすけあい募金

3億6,949万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの季節性高い活動を支援するための資金。

Ⅴ 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力が得られるように次の方法により展開します。

また、近年、キャッシュレス化が進む中で、現行の資金決済法令に適用した手法も適宜併用しながら募金活動を実施します。

なお、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者に誤解を招かないように実施します。

1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。

(1) 戸別募金は、基本的にボランティアが各家庭を訪問して、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるよう努めます。

(2) 寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分に配慮して実施します。

(3) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、住民から理解が得られるように努めます。

また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。



- (4) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。
- (5) 寄付金を受け入れた時は、所定の領収書を発行して適正に取り扱います。
- (6) 高額の寄付者には、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。

2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 街頭募金は、募金期間開始後、当該支会の地域内の主要な地点において、継続的に実施できるようボランティアの参加を広く呼びかけるとともに、通行の妨げにならないよう人員の配置などに留意して計画的に行います。
- (2) 拡声器や音声等再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなど、募金活動時の状況に応じた対応に配慮して実施します。
- (3) 掲示物（ラミネート、パネル等）やチラシボックスを設置するなど、「視覚」による協力の呼びかけも効果的な手段のひとつとして採用します。
- (4) 寄付者に対しては、領収書の代用として“赤い羽根”もしくは“赤い羽根シール”を配付し、共同募金運動の広報・啓発に積極的に努めます。
- (5) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち会って実施します。



3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業が製造・販売する商品等による物品寄付を受け入れて、社会福祉施設の利用者や生活困窮者への現物配分事業を実施します。



4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。



5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) バッジ等の募金グッズを活用する募金方法を実施する際は、販売行為と誤解を受けないようにご留意いただきながら、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。



6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事の

際に呼びかける募金です。各チームや地元自治会が示している注意事項等を踏まえたうえで、募金活動を実施します。

- (1) 各チームが実施するイベント会場や試合会場で、チームキャラクターとコラボグッズ等による募金・広報活動を展開します。
- (2) 各チーム所属の選手が提供したサイン入りグッズを、チャリティーオークションに出展し、落札された金額を寄付金として受け入れます。
- (3) 福祉まつりや福祉大会など、当該地域内で開催されるさまざまなイベント事業に参加して、募金・広報活動を展開します。



7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

- (1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。
- (2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)
- (3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。
- (4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

VI 配分事業の展開

1. 配分審査

令和8年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和8年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和9年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和8年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で使途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。



VII 寄付金の取り扱い

1. 寄付金の管理

- (1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。
- (2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。

『郵便局での払い込みにあたり』

郵便局から払い込まれる際は、同封した青い「払込取扱票」を用いて窓口を利用されると手数料免除となります。A T Mをご利用されると、手数料が必要となりますのでご注意ください。

また10万円以上の募金を払い込みいただく際に、ご依頼人の欄に団体名を記入されると、団体の会則と払い込みにいらした方の身分証明の提示を求められる場合があります。10万円以上の募金を払い込みいただく際は、ご依頼人の欄には、窓口払い込みに行かれる方の住所・氏名をご記入いただきますようお願いいたします。

併せて、郵便局へ払い込みに行かれる際には、窓口にいらした方のご本人を確認する
証明書（免許証、保険証、パスポートなど）の提示が必要になりますので、ご持参いた
だきますようお願いいたします。

なお、ご依頼人の欄に個人名を記入することに支障がある場合は、事務局までご連絡ください。その他、ご不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。

神奈川県共同募金会横浜市泉区支会事務局

【泉区社会福祉協議会内（相鉄ライフルいずみ中央M3階）】

☎(802)-2150 担当：三村・土居

払込取扱票記入見本

払 込 取 扱 票															振替払込請求書兼受領証														
99																													
口座記号番号															口座記号番号														
0 0 2 8 0 5 1 1 0 7 2 4															0 0 2 8 0 5 1 1 0 7 2 4														
加入者名 社会福祉法人 神奈川県共同募金会横浜市泉区支会															金額 														
															備考 														
おところ・おなまえ ※															金額 														
															おなまえ ※														
ご依頼人・通信欄 															金額 														
															おなまえ ※														
日 附 印 															料 金 														
															備考 														

▼三つ折りリーフレット



▼ 払込取扱票

払 込 取 扱 票									
99									
日 曜 金 銀 切 替 切 金 額									
0 0 2 8 0		5		1 1 0 7 2 4					
加入者 社会福祉法人 神奈川県共同募金会横浜市区支部		料 金		備 考		免			
自治会町内会名・団体名 () No.									
日 附 印									
ご依頼人へ、おとこ・おなまえをご記入ください。(承認番号東京 62137号) これより下部には何も記入しないでください。									

社会福祉法人
 神奈川県共同募金会横浜市区支部
 住所
 神奈川県横浜市東区

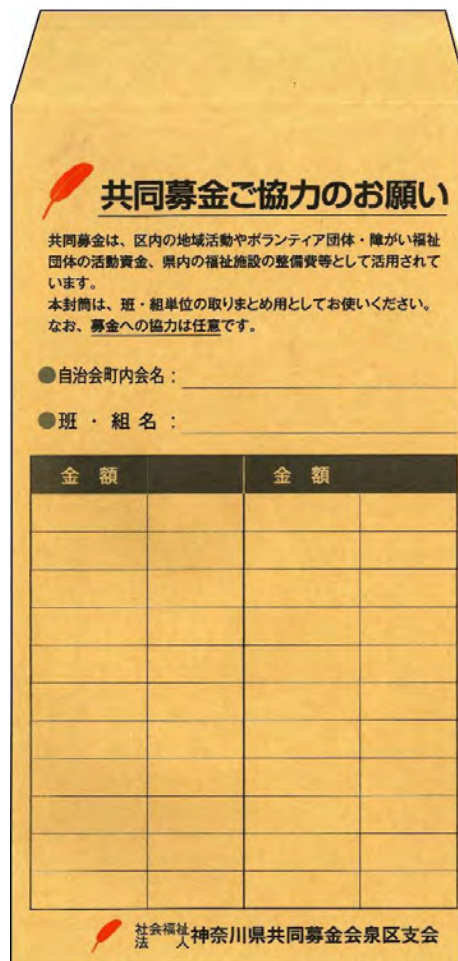
記入事項を訂正した場合はその欄所に訂正を押しつけてください。
 印を裏向きにお出しください。

委嘱状（班長用）▶

▼ポスター（A4サイズ）



募金封筒▼



▼領収書（1冊50枚）

領収書控 <u>様</u> <u>金</u> <u>円也</u> たし、いし、利根・年末たすけが、寄付金として 令和 年 月 日	 共同募金領収書 国かいこ支援に感謝いたします	共同募金領収書 国かいこ支援に感謝いたします <u>様</u> <u>金</u> <u>円也</u> たし、いし、利根・年末たすけが、寄付金として 令和 年 月 日	社会福祉法人 神奈川県共済会連合会 〒220-0801 横浜市都筑区東山町1番地
---	---	--	---

返送先 FAX 番号：045-804-6042

送付先 E-mail：mimura00@yokohamashakyo.jp

(このままご返信ください。なお、ご記入後の文書の写真をメール送付いただいてもかまいません。)

共同募金会横浜市泉区支会 三村 あて

令和8年10月19日(月)までにご回答ください。

<振込口座回答票>

【団体名】： 見本 様

(記入者名)：

(記入者連絡先)

TEL： — — FAX： — —

Eメール： @

振込先口座

金融機関名	
口座番号	普通 No. _____
ふりがな	
口座名義 ※通帳に記載された 団体名を正確に ご記入ください	

上の振込先は、令和7年度に共同募金交付金を振り込ませて頂きました口座です。

内容をご確認の上、加除訂正等がある場合は二重線をし、余白に振込口座を記入してください。

正確にご回答いただけない場合は、振込できないことがありますので、ご確認ください。

泉区連長会資料
令和 8 年 9 月 18 日
都市整備局市街地整備推進課

泉地区連合自治会町内会長 様

都市整備局市街地整備推進課長

令和 8 年度 泉ゆめが丘地区土地区画整理事業の事後評価アンケートの実施について

1. 調査の目的

土地区画整理事業が完了した、泉ゆめが丘地区において、当該地区の周辺地域の居住者等に対してアンケートを行い、事業を実施したことに対する市民からの評価や満足度を客観的に把握・分析するため、本業務を実施する。

2. 調査の概要

(1) 対象地区

泉ゆめが丘地区

(2) 対象者のパターン

調査対象	調査方法	想定配布数
① 事業区域周辺居住者	下飯田駅・ゆめが丘駅を利用されている方満 18 歳以上の男女個人を無作為に抽出、 郵送・web 回答	3,000 通程度
② 来街者	駅周辺で街頭配布、 郵送・web 回答	1,400 通程度 (1,000 通配布×2 日 (平日・休日))
③ 事業区域内居住者	ポスティング配布、 郵送・web 回答	600 通程度
④ 事業区域内営業者	営業者へ配布、 郵送・web 回答	100 通程度

※ ①事業区域周辺居住者へは、泉区和泉中央北（1～6 丁目）、和泉中央南（1～5 丁目）、和泉町、岡津町、下飯田町、上飯田町、下和泉（1～5 丁目）、和泉が丘（1～3 丁目）、弥生台の中からランダムに抽出した方宛に郵送で配布する。

(3) 想定質問数（1 調査対象ごと）

10～15 問程度（枝問・個人属性質問を含む）

(4) 調査期間

令和 8 年 9 月～10 月（調査票等の発送は 9 月を予定）

(5) 連絡先

横浜市都市整備局市街地整備推進課 TEL045-671-3519（担当：登田、佐々木）

3. 添付資料

(1) 事業概要書

(2) アンケート調査票（事業区域周辺居住者用）

2. 土地区画整理事業での整備内容

本土地区画整理事業では、車道、歩道、駅前広場、街区公園、調整池が整備されました。また関連して、基盤整備された土地へ新たな施設（商業施設、病院、クリニックモール）の立地や、ゆめが丘駅の駅舎改修が行われました。

A. 車道、歩道

歩行者専用通路の整備や、環状4号線を拡幅整備しました。



B. 駅前広場（バスターミナル、タクシー乗り場）

バスターミナルとタクシー乗り場の機能を持つ駅前広場を整備しました。



C. 街区公園、調整池

4か所の街区公園と3か所の調整池を整備しました。



基盤整備された土地への新たな施設

D. 商業施設（ゆめが丘ソラトス）



E. 病院、クリニックモール



F. 駅舎（ゆめが丘駅）



問4 あなたご自身について

4－（１） ご年齢について（あてはまるもの1つに○）

- | | | | | |
|------------|------------|-----------|-----------|------------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20～24歳 | 3. 25～29歳 | 4. 30～34歳 | 5. 35～39歳 |
| 6. 40～44歳 | 7. 45～49歳 | 8. 50～54歳 | 9. 55～59歳 | 10. 60～64歳 |
| 11. 65～69歳 | 12. 70～74歳 | 13. 75歳以上 | | |

4－（２） 同居している家族構成について（あてはまるもの1つに○）

- | | | | |
|-----------|--------------------|--------------|--------------|
| 1. ひとり暮らし | 2. 夫婦だけ | 3. 子と同居（2世代） | 4. 親と同居（2世代） |
| 5. 3世代で同居 | 6. その他（具体的に：_____） | | |

4－（３） 同居しているお子さんの年代について（あてはまるものすべてに○）

- | | | | | |
|---------|--------|--------|----------|------------|
| 1. 未就学児 | 2. 小学生 | 3. 中学生 | 4. 高校生以上 | 5. 子どもはいない |
|---------|--------|--------|----------|------------|

4－（４） 就業状況について（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 1. 自営業 | 2. 給与所得者（会社員、公務員、アルバイト・パートなど） |
| 3. 主婦・主夫 | 4. 学生 |
| | 5. 無職 |

4－（５） お住まいについて（あてはまるもの1つに○）

- | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------|----------------|
| 1. 和泉中央北（一～六丁目） | 2. 和泉中央南（一～五丁目） | 3. 和泉町 | 4. 岡津町 |
| 5. 下飯田町 | 6. 上飯田町 | 7. 下和泉（一～五丁目） | 8. 和泉が丘（一～三丁目） |
| 9. 弥生台 | 10. 戸塚区上矢部町 | 11. 戸塚区名瀬町 | 12. 戸塚区深谷町 |

4－（６） 現在のご住所に、おおむねいつ頃からお住まいになっていますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| 1. 平成11年以前から | （参考：下飯田駅、ゆめが丘駅の開業以前） |
| 2. 平成11年以降 ～ 平成26年 | （参考：泉ゆめが丘地区土地区画整理事業の工事着手前） |
| 3. 平成26年以降 ～ 令和6年3月 | （参考：泉ゆめが丘地区土地区画整理事業の工事中） |
| 4. 令和6年3月以降から | （参考：泉ゆめが丘地区土地区画整理事業の工事完了後） |

そのほかにご意見等がございましたら、ご自由にご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

ポストに投函の方は、この用紙を同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、封筒に付いているシールで封の後、**令和8年11月6日(金)**までにポストにご投函をお願いします。

【横浜市】 泉ゆめが丘土地区画整理事業に関するアンケート
調 査 票

日頃から横浜市政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

このアンケートは、**泉ゆめが丘地区**において昨年度に完成した区画整理事業（詳細は、同封の別紙事業概要をご覧ください）について、市民の皆様がどのように感じていらっしゃるかを聞き、今後のまちづくりの参考とさせていただくものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※アンケートのご回答にあたって

- この調査は、下飯田駅・ゆめが丘駅周辺にお住まいの方から無作為に選んだ3,000人の方々に協力をお願いしています。
- アンケートをお願いしたご本人（封筒の宛先となっている方）がご答えください。
- この調査は横浜市が実施するもので、**皆様からの答えは調査の目的以外に使用することはありません**。また、調査結果については統計的に処理を行い、お答えいただいた個人としての回答が直接外部に公表されることは一切ございません。
- 整理記号は、郵送とWebで同一の方による二重回答を防ぐためのものであり、個人が特定されることはありません。
- 調査結果は、集計後に取りまとめ、ホームページ等での公表を予定しています。
- 本調査票及び返信用封筒に氏名、住所を記載していただく必要はありません。



Web 回答 QRコード
当 QR コードは横浜市ドメインとは異なる google.com です

整理記号：
（Web 回答の際に入力が必要です）

令和8年11月6日（金）までに、本調査票に直接記入し同封の返信用封筒（切手不要）で**ポストに投函**いただくか、上記QRコードから**Web上**でご回答ください。

お問合せ先	このアンケートについて	土地区画整理事業等について
	●株式会社吉武都市総合研究所内 調査事務局 電話番号：フリーダイヤル 0800-080-0661 （担当：吉武、藤野） （土日・祝日を除く10:00～17:30） Eメール：nmcnw840@ybb.ne.jp	●横浜市 都市整備局 市街地整備推進課 電話番号：045-671-3519（担当：加藤、佐々木） （土日・祝日を除く8:45～17:15） Eメール：tb-seibisuishin@city.yokohama.lg.jp 住 所：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

問1 下飯田駅、ゆめが丘駅のご利用について1－（１） どれくらいの頻度で**下飯田駅、ゆめが丘駅**に来られますか。（最もあてはまるもの1つに○）

- | | | | |
|-------------|------------|----------|-----------|
| 1. 毎日（ほぼ毎日） | 2. 週の半分程度 | 3. 週1回程度 | 4. 月に1回程度 |
| 5. 数か月に1回程度 | 6. ほぼ利用しない | | |

1－（２） どのような目的で**下飯田駅、ゆめが丘駅**に来られますか。（最もあてはまるもの1つに○）

- | | | |
|--------------------|--------------------|-----------------|
| 1. 通勤・通学で利用 | 2. 買い物や食事、社交、娯楽で利用 | 3. 病院や診療所の通院で利用 |
| 4. その他（具体的に：_____） | | |

1－（３） ご自宅から**下飯田駅、ゆめが丘駅**までの交通手段は何ですか。（最も利用頻度が高いもの1つに○）

- | | | | | |
|-------|--------|--------|---------|-------------------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バイク | 4. タクシー | 5. 自家用車（送迎・同乗を含む） |
| 6. バス | 7. 電車 | | | |

問2 泉ゆめが丘地区土地区画整理事業に関連して整備された施設について

※カラーの写真等は別紙「事業概要」をご覧ください

A. 車道、歩道	B. 駅前広場（バスターミナル、タクシー乗り場）	C. 街区公園、調整池
歩行者専用通路の整備や、環状4号線を拡幅整備しました。	バスターミナルとタクシー乗り場の機能を持つ駅前広場を整備しました。	4か所の街区公園と3か所の調整池を整備しました。
  環状4号線	 	 
基盤整備された土地への新たな施設		
D. 商業施設（ゆめが丘ソラトス）	E. 病院、クリニックモール	F. 駅舎（ゆめが丘駅）
 	 	 

2－（1） 土地区画整理事業等で整備された施設について、どのように思いますか。

（それぞれ最もあてはまるもの1つに○）

	満足	やや満足	やや不満足	不満足	利用したことはない
A. 車道、歩道	1 -----	2 -----	3 -----	4 -----	5
B. 駅前広場 （バスターミナル、タクシー乗り場）	1 -----	2 -----	3 -----	4 -----	5
C. 街区公園、調整池	1 -----	2 -----	3 -----	4 -----	5
D. 商業施設（ゆめが丘ソラトス）	1 -----	2 -----	3 -----	4 -----	5
E. 病院、クリニックモール	1 -----	2 -----	3 -----	4 -----	5
F. 駅舎（ゆめが丘駅）の改修	1 -----	2 -----	3 -----	4 -----	5

問3 泉ゆめが丘地区土地区画整理事業について

3－（1） 駅周辺について評価できる点は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 駅前に歩道や照明が整備されて、安全で歩きやすくなった
2. 駅前広場（ターミナル）が整備され、バス・タクシーの利用や送迎がしやすくなった
3. 多くの公園が整備され、憩いの場や子供の遊ぶ場ができた
4. 環状4号線の車線数が増えたことで、自動車での移動が便利になった
5. 電線類の地中化や建物の外壁色のデザイン調整などが行われ、街並みが良くなった
6. 道路や下水道等が整備されて、周りの建物も新しくなり、防災面で安心できるようになった
7. 新たな商業施設ができて、買い物などが便利になった
8. 駅の近くに病院ができて、通院が便利になった
9. 新しい住宅ができて住民が増え、活気が増した
10. イベント開催などで駅前の賑わいが増した
11. その他（具体的に：_____）
12. 特にない

3－（2） 土地区画整理事業が行われたことについて、どうお考えですか。

（最もあてはまるもの1つに○）

- | | | | | |
|--------------|----------------|------------------|---------------|----------|
| 1. 評価
できる | 2. 概ね評価
できる | 3. あまり評価
できない | 4. 評価
できない | 5. わからない |
|--------------|----------------|------------------|---------------|----------|

3－（3） 下飯田駅、ゆめが丘駅周辺で今後に期待したいと思うことは何ですか。

（あてはまるものすべてに○）

1. イベントの開催など、活気や賑わいを感じられる場所になってほしい
2. 商業施設の業種・業態を充実させてほしい
3. 緑やゆとりのある空間を増やしてほしい
4. 帰宅困難者対策などの防災対応を充実してほしい
5. 駅周辺施設への行き方（案内表示）をわかりやすく改善してほしい
6. 周辺のまちづくりをさらに広げてほしい
7. 住みやすい・訪れたくなる環境・機能を充実させてほしい
（具体的にほしい機能など：_____）
8. その他（具体的に：_____）
9. 特にない

市連会 9 月 定例会 説明 資料
令和 8 年 9 月 11 日
資源循環局喫煙対策・美化推進課
防災・危機管理統括本部地域防災課

お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時のご自宅のトイレ対策として、ご家庭のトイレが使えない時に使用するトイレパック（凝固剤と処理袋のセット）の備蓄をお願いしています。

昨年度に続き今年度も、地域にお住まいの皆様にトイレパックをお試しいただき、災害備蓄品として備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、品質保証期間が令和 8 年度までのトイレパックとなります。

自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

※例年行っている備蓄食料の無償配布について、有効活用分の在庫をフードバンク団体へ提供することができたため、今年度は実施しませんのでご承知おき願います。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパック

品質保証期間が令和 8 年度までのトイレパックです。

(2) 配布個数

1 団体あたり 200 セット（1 箱）をお渡しします。

※100 セット入りの箱を 2 つお渡しする場合があります。

(3) 申込期間

令和 8 年 10 月 16 日（金）～10 月 22 日（木）

(4) 申込方法

横浜市電子申請・届出システムによる申込

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/866e98dc-c9d7-4a06-ab2b-860d427fa8c0/start>

※電話・FAX・メール・郵送でのお申込みはお受けできません。

※お渡しできない場合のみ、個別にご連絡させていただきます。



(5) 配布期間

令和8年11月23日（月）～11月28日（土）

※各日9時～16時（11時30分～13時30分を除く）

※日曜日を除く。祝日はお越しいただけます。

(6) 配布場所

各区の資源循環局収集事務所

※配送等はいりません。

4 留意事項

○品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。

○備蓄用としてではなく、お試用としてご利用ください。

5 添付資料

トイレパック体験しませんか（チラシ）

【トイレパックの配布について】

資源循環局喫煙対策・美化推進課

担当 清水、三觜

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-toilet@city.yokohama.lg.jp

【備蓄食料について】

防災・危機管理統括本部地域防災課

担当 志村、大森

電話 045-671-2011 /FAX 045-641-1677

メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

お申込み
10/16(金)
～
10/22(木)

受取期間
11/23(月)
～
11/28(土)

お試用

トイレパック 体験しませんか！

横浜市備蓄品トイレパック
(品質保証期間:令和8年度まで)
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。
備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品の
トイレパック(品質保証期間:令和8年度まで)を、お試用として配布させていただくこととしました。
ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

● 配布対象

横浜市内の自治会・町内会

お渡するトイレパックのイメージ➡

● 配布物

品質保証期間が令和8年度までのトイレパック

※品質保証期間が経過した場合でも直ちに使用できなくなるもの
ではありませんが、速やかに使用してください。

※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできません。

※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けに
なっているものではありません。

● 申込可能数

1団体 200セット (200セット/1箱)

※箱の大きさ:約縦40cm×横30cm×高さ27cm

※箱の重さ:約4kg

※100セット入りの箱×2でお渡する場合があります。

● 受取場所

自治会・町内会が所在する各区の資源循環局収集事務所

※ 配送等は行っておりません。

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。



★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

(お配りするものは小分けになっていません)

収集事務所の
場所はこちら➡



トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるタイプが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターや大型スーパー・ドッグストアなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分」の備蓄をしましょう。できれば7日分の備蓄をお願いします。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に出してください。（今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください。）

お試用トイレパックの使い方

ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせる

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかける

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出す
※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

ワンポイントアドバイス

便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせましょう。使用済みの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。

凝固剤を振りかけた後はしっかりと混ぜるようにしてください。トイレトーパーも黒い袋の中に入れます。

お申込み方法

● 横浜市電子申請・届出システムからお申込みください

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/866e98dc-c9d7-4a06-ab2b-860d427fa8c0/start>

電話やFAX、メール、郵送でのお申込みは受け付けておりません。



● お申込み期間 令和8年10月16日(金)～10月22日(木)

● 受取決定 お渡しできない場合のみ、個別にご連絡させていただきます。

● 受取期間 令和8年11月23日(月)～11月28日(土)

(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)
(お車でお越しいただく場合は、来往者駐車場に車を止め、事務室にお声掛けください)

泉区連合自治会町内会長 各位

泉区選挙管理委員会委員長

令和8年10月18日執行横浜市長選挙における投票管理者及び投票立会人の推薦について（依頼）

日頃より、各種選挙の執行にあたり、格別の御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年10月18日執行の横浜市長選挙につきまして、円滑な執行のために投票管理者・投票立会人の推薦等の御力添えを賜りたくお願い申し上げます。

1 日程

選挙の種類	横浜市長選挙
告示日	令和8年10月4日(日)
投票	令和8年10月18日(日) 7時00分～20時00分
開票	同上(即日開票) 21時15分～

期日前投票所 設置場所	受付期間・時間
区役所	期間 10月5日(月)～10月17日(土) (13日間)
	時間 8時30分～20時00分
臨時 (立場地区センター)	期間 10月5日(月)～10月17日(土) (13日間)
	時間 9時30分～20時00分

2 依頼事項

別紙「投票管理者・投票立会人 推薦要領」に基づき、投票管理者（当日投票所）、投票立会人（当日投票所）、投票立会人（期日前投票所）の御推薦をお願いします。

(1) 期日前投票所の投票立会人の推薦

御推薦いただく日数・人数については、資料1「期日前投票所 投票立会人 推薦依頼人数」を御参照ください。

様式1「期日前投票所 投票立会人 推薦書」により、投票立会人（期日前投票所）を御推薦ください。

(2) 当日投票所の投票管理者・投票立会人の推薦

御推薦いただく人数については、資料2「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数」を御参照ください。

様式2「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書」により、投票管理者（当日投票所）及び投票立会人（当日投票所）を御推薦ください。

なお、投票管理者や投票立会人は投票所の運営に重要な職務を担っていることから、原則として投票日において1人の投票管理者及び2人の投票立会人によりその事務を担っていただくことが望ましいと考えていますが、長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合は交替で従事することも可能です。（交替制の場合：前半：7時00分～13時30分／後半：13時30分～20時00分）

(3) 推薦書の提出期限

様式1「期日前投票所 投票立会人 推薦書」及び 様式2「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書」を、9月24日(木) 必着で、同封の返信用封筒にて、泉区選挙管理委員会（横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号）宛に御提出ください。

(4) 御推薦者の変更

従事日に体調不良等で止むを得ず従事できない場合は、大変恐縮ですが、各連合自治会町内会から代替の従事者を御推薦くださいますようお願いいたします。

3 投票管理者打合せ会

次のとおり、「投票管理者・事務主任打合せ会」の開催を予定しております。投票管理者の皆様に御出席いただきますので、御推薦された方にお伝えください。交替制とする場合は、お二人とも御出席ください。

詳細につきましては、後日、泉区選挙管理委員会から投票管理者様宛に個別に通知します。

なお、投票立会人の打合せ会はありません。御推薦いただいた後に、選任通知とともに「投票立会人の心構え」をお送りします。

＜投票管理者・事務主任打合せ会＞

【日時】令和8年10月8日（木）10時00分～11時00分（予定）

【場所】泉区役所4階 4ABC会議室

4 告示について

公職選挙法施行令第25条の規定に基づき、投票管理者につきまして、住所の一部（住所の市区町村まで（指定都市は行政区まで））及び氏名を区役所前掲示板に告示しています。

なお、御提出いただく推薦書の住所記入欄には、住所の全部を記載してください。

5 民間従事者の確保について

投票管理者様には、当日投票所の民間従事者を御推薦いただきます。つきましては、**【投票管理者宛】資料1「投票所民間従事者の確保について」、資料2「当日投票所民間従事者 推薦依頼人数」及び【投票管理者宛】様式1「投票所民間従事者名簿」**を、投票管理者の方にお渡しいただきますようお願いいたします。

6 報酬額について

区 分	職 名	報 酬 額
当日投票所	投票管理者	14,700 円／日
	投票立会人	13,600 円／日
期日前投票所	投票立会人	12,500 円／日

なお、当日投票所については、交替制とする場合、原則としての交替時間及び報酬は次のとおりです。

職 名	投票時間	報 酬 額
投票管理者	前半：7:00～13:30	7,350 円
	後半：13:30～20:00	7,350 円
投票立会人	前半：7:00～13:30	6,800 円
	後半：13:30～20:00	6,800 円

7 その他

10月1日（木）以降、横浜市選挙管理委員会から啓発ポスターを送付します。
お手順をおかけしますが、ポスター到着後から選挙執行終了後まで、各自治会町内会の掲示板に啓発ポスターの掲出をお願いします。

8 添付書類

- (1) 投票管理者・投票立会人 推薦要領（別紙）
- (2) 期日前投票所 投票立会人 推薦書（様式1）
- (3) 当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書（様式2）
- (4) 期日前投票所 投票立会人 推薦依頼人数（資料1）
- (5) 当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数（資料2）
- (6) 泉区投票所及び投票区域一覧表（資料3）
- (7) 投票所民間従事者の確保について（【投票管理者宛】資料1）
- (8) 当日投票所民間従事者 推薦依頼人数（【投票管理者宛】資料2）
- (9) 投票所民間従事者名簿（【投票管理者宛】様式1）

※資料（一部）及び様式は、泉区ホームページ「自治会町内会向け書式ダウンロード」のページに掲載しますので、御活用ください。

泉区選挙管理委員会事務局
（泉区総務課統計選挙係）
担 当：益田、國吉
電 話：800-2315・2316
e-mail：iz-senkyo@city.yokohama.lg.jp

投票管理者・投票立会人 推薦要領

1 推薦依頼人数

別添「期日前投票所 投票立会人 推薦依頼人数（資料1）」及び「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数（資料2）」のとおりです。

2 推薦にあたっての諸注意

(1) 投票管理者（当日投票所）

各投票所に1名置かれ、投票に関する事務（代理投票の許容、選挙人の確認、投票箱の開票管理者への送致、投票所の秩序維持など）を行う最高責任者です。

- ① 投票管理者につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 投票所における最高責任者という立場にありますので、公平・平等に管理執行できる方をお願いいたします。
- ③ 特定の候補者の親族又は親密な関係にある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ④ 投票管理者の方には、投票所に従事する民間従事者（アルバイト）の確保や事務打合せ会への出席、投票所施設との打合せ、投票日前日の投票所設営の立会い、投票箱の開票所への送致などをお願いいたします。

(2) 投票立会人（当日投票所）

有権者を代表して、選挙事務の執行（投票手続の立会、投票箱の開票所への送致など）に立ち会い、選挙が公正に行われるよう監視します。

- ① 当日投票所の投票立会人につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 公益代表的な性格を有するので、特定の候補者と直接関係のある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ③ 投票立会人の方には、投票事務（午前7時～午後8時）の執行が公正に行われるように監視していただくとともに、投票録への署名等をお願いいたします。

また、投票立会人2名のうち1名の方には、投票管理者と一緒に、投票箱の開票所への送致をお願いいたします。

(3) 投票立会人（期日前投票所）

- ① 期日前投票所の投票立会人につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 公益代表的な性格を有するので、特定の候補者と直接関係のある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ③ 投票立会人の方には、投票事務（区役所は8時30分～20時00分、臨時期日前投票所（立場）は9時30分～20時00分）の執行が公正に行われるように監視していただくとともに、投票録への署名等をお願いいたします。

3 報酬

区 分	職 名	報 酬 額
当日投票所	投票管理者	14,700 円／日
	投票立会人	13,600 円／日
期日前投票所	投票立会人	12,500 円／日

なお、当日投票所については、交替制とする場合、原則としての交替時間及び報酬は次のとおりです。

職 名	投票時間	報 酬 額
投票管理者	前半：7:00～13:30	7,350 円
	後半：13:30～20:00	7,350 円
投票立会人	前半：7:00～13:30	6,800 円
	後半：13:30～20:00	6,800 円

4 告示について

公職選挙法施行令第 25 条の規定に基づき、投票管理者に選任された方につきまして、住所の一部（住所の市区町村まで（指定都市は行政区まで））及び氏名を区役所前掲示板に告示しています。

なお、御提出いただく推薦書の住所記入欄には、住所の全部を記載してください。

令和 8 年横浜市長選挙 期日前投票所投票立会人 推薦書
(10月18日執行)

期 日	場 所	住 所	フリガナ 氏 名	電話番号
10/6(火)	区役所			
10/11(日)	区役所			
10/12(月)	立場			
10/16(金)	区役所			

上記のとおり推薦します。

令和 8 年 月 日

提出先

横浜市泉区選挙管理委員会

委員長 高梨 勉

中川連合町内会

会長

令和 8 年横浜市長選挙 当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書
(10月18日執行)

投票区			住 所	(フリガナ) 氏 名	電話番号	
7	投票管理者					
		↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓				
	投票立会人	一人目				
		↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓				
8	投票管理者					
		↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓				
	投票立会人	一人目				
		↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓				
9	投票管理者					
		↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓				
	投票立会人	一人目				
		↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓				
24	投票管理者					
		↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓				
	投票立会人	一人目				
		↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓				
【従事時間】 7 時00分～20時00分 (交替制とする場合は、前半： 7 時00分～13時30分、後半：13時30分～20時00分)						

上記のとおり推薦します。
令和 8 年 月 日

提出先
横浜市泉区選挙管理委員会
委員長 高梨 勉

《中川連合町内会》
会長

令和 8 年横浜市長選挙 期日前投票所投票立会人 推薦依頼人数

連合自治会町内会	期日前投票所	期日	日数	推薦依頼人数 (日数×2人)
中川連合町内会	横浜市泉区役所 1 階区民ホール	10 月 6 日 (火) 11 日 (日) 16 日 (金)	3 日	6 人
	立場地区センター 2 階中・小会議室	10 月 12 日 (月)	1 日	2 人
緑園連合自治会	横浜市泉区役所 1 階区民ホール	10 月 8 日 (木)	1 日	2 人
新橋連合自治会	横浜市泉区役所 1 階区民ホール	10 月 9 日 (金)	1 日	2 人
和泉北部連合自治会	横浜市泉区役所 1 階区民ホール	10 月 10 日 (土)	1 日	2 人
和泉中央連合自治会	横浜市泉区役所 1 階区民ホール	10 月 5 日 (月) 15 日 (木) 17 日 (土)	3 日	6 人
	立場地区センター 2 階中・小会議室	10 月 11 日 (日) 13 日 (火) 14 日 (水)	3 日	6 人
下和泉連合町内会	立場地区センター 2 階中・小会議室	10 月 8 日 (木) 9 日 (金)	2 日	4 人
富士見が丘連合自治会	横浜市泉区役所 1 階区民ホール	10 月 13 日 (火)	1 日	2 人
上飯田連合自治会	横浜市泉区役所 1 階区民ホール	10 月 7 日 (水) 12 日 (月) 14 日 (水)	3 日	6 人
上飯田団地連合自治会	—			
いちょう団地連合自治会	—			
中田連合自治会	立場地区センター 2 階中・小会議室	10 月 5 日 (月) 6 日 (火) 7 日 (水) 15 日 (木) 16 日 (金) 17 日 (土)	6 日	12 人
しらゆり連合自治会	立場地区センター 2 階中・小会議室	10 月 10 日 (土)	1 日	2 人

※推薦依頼日数は、令和 8 年 2 月 8 日執行 第 51 回衆議院議員総選挙の各期日前投票所における、連合自治会町内会ごとの投票者数に基づいて算出しています。御理解くださいますようお願いいたします。

令和 8 年横浜市長選挙
当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数

連合自治会町内会等	投票区	投票所	推薦依頼人数（人）	
			投票管理者	投票立会人
中川連合町内会	7	緑園自治会館	0	1
	8	岡津町内会館	1	2
	9	領家中学校	0	1
	24	西が岡自治会館	1	2
	計		2 人	6 人
緑園連合自治会	7	緑園自治会館	1	1
	25	緑園学園	1	2
	計		2 人	3 人
新橋連合自治会	6	新橋連合自治会館	1	2
	28	新橋小学校	1	2
	計		2 人	4 人
和泉北部連合自治会	3	ひなた山第二自治会館	0	1
	4	いずみ野小学校	1	1
	計		1 人	2 人
和泉中央連合自治会	4	いずみ野小学校	0	1
	12	中和田中学校	0	2
	13	泉区総合庁舎	1	1
	15	中和田小学校	1	1
	16	伊勢山小学校	1	0
	26	和泉小学校	1	2
	計		4 人	7 人
下和泉連合町内会	16	伊勢山小学校	0	1
	21	下和泉地区センター	1	2
	22	泉が丘中学校	1	1
	23	中和田南小学校	0	1
	計		2 人	5 人

富士見が丘連合自治会	22	泉が丘中学校	0	1
	23	みなみコミュニティハウス	1	1
	27	下和泉住宅自治会館	1	2
	計		2 人	4 人
上飯田連合自治会	2	飯田北いちょう小学校	1	2
	3	ひなた山第二自治会館	1	1
	13	泉区総合庁舎	0	1
	14	上飯田小学校	0	1
	15	中和田小学校	0	1
	計		2 人	6 人
上飯田団地連合自治会	14	上飯田小学校	1	1
	計		1 人	1 人
いちょう団地連合自治会	1	いちょう団地第二集会所	1	2
	計		1 人	2 人
中田連合自治会	10	富士見丘自治会館	1	2
	11	東中田小学校	1	1
	12	中和田中学校	1	0
	16	伊勢山小学校	0	1
	17	中田小学校	1	2
	18	しらゆり集会所	1	2
	19	葛野コミュニティハウス	1	2
	20	高砂自治会館	1	2
	計		7 人	12 人
しらゆり連合自治会	9	領家中学校	1	1
	11	東中田小学校	0	1
	計		1 人	2 人
弥生台自治会	5	弥生台自治会館	1	2
	計		1 人	2 人
合計			28 人	56 人

泉区 投票所及び投票区域一覧表

投票区	投票所	投票区域
1	いちょう団地第二集会所	いちょう団地(上飯田町2,619番地、2,670番地、3,490番地)
2	飯田北いちょう小学校	上飯田町2,250番地から2,405番地まで、2,598番地から2,636番地まで(ただし、いちょう団地を除く)、2,664番地から4,639番地まで(ただし、いちょう団地を除く)、4,643番地、4,724番地から4,807番地まで
3	ひなた山第二自治会館	和泉町7,315番地から7,330番地まで、7,405番地から7,419番地まで、7,510番地から7,512番地まで、上飯田町4,640番地から4,642番地まで、4,644番地から4,723番地まで、4,808番地から4,811番地まで
4	いずみ野小学校	和泉町5,600番地から5,635番地まで、5,638番地から5,660番地まで、5,669番地から5,699番地まで、5,731番地から5,740番地まで、5,982番地、5,993番地から7,314番地まで、7,331番地から7,404番地まで、7,420番地から7,509番地まで、7,513番地から7,907番地まで
5	弥生台自治会館	弥生台
6	新橋連合自治会館	新橋町1番地から779番地まで、1,053番地から1,058番地まで、1,065番地から1,074番地まで、1,101番地の3から1,101番地の11まで、1,101番地の13、1,101番地の14、1,101番地の16から1,109番地まで、1,117番地から2,094番地まで、2,118番地の4
7	緑園自治会館	岡津町2,777番地の10、2,790番地から2,833番地まで、3,013番地、緑園一丁目、緑園二丁目、緑園三丁目
8	岡津町内会館	岡津町1番地から650番地まで、690番地から695番地まで、1,201番地から1,240番地まで、1,246番地から1,799番地まで、1,901番地から2,789番地まで(ただし、2,777番地の10を除く)、2,834番地から3,012番地まで、3,014番地以降
9	傾家中学校	岡津町651番地から689番地まで、696番地から1,004番地まで、1,011番地から1,127番地まで、1,129番地から1,154番地まで、白百合一丁目、白百合二丁目、白百合三丁目(ただし、2番12号から18号までを除く)、中田東四丁目14番(ただし、17号から31号までを除く)、傾家一丁目、傾家二丁目、傾家三丁目、傾家四丁目
10	富士見丘自治会館	中田町3,344番地から3,364番地まで、3,368番地から3,377番地まで、3,383番地から3,461番地まで、中田東四丁目13番から4号まで、14番17号から31号まで、15番から34番まで、37番6号から13号まで、38番から42番まで、44番、66番10号から20号まで、中田北三丁目7番から41番まで、46番以降、岡津町1,128番地、1,155番地から1,200番地まで、1,800番地から1,900番地まで
11	東中田小学校	中田町1,766番地、1,815番地、1,829番地、2,063番地、2,122番地、3,028番地から3,119番地まで、3,333番地、中田二丁目6番、12番から20番まで、23番から25番2号まで、26番以降、中田東三丁目5番から12番まで、18番から20番まで、中田東四丁目1番から12番まで、13番(ただし、1号から4号までを除く)、35番、36番、37番(ただし、6号から13号までを除く)、43番、45番以降(ただし、66番10号から20号までを除く)、中田北一丁目29番3号から14号まで、中田北二丁目2番、10番から20番まで、21番(ただし、1号から11号までを除く)、22番、23番、24番13号、25番(ただし、6号から10号までを除く)、26番以降、中田北三丁目1番から6番まで、42番から45番まで
12	中和田中学校	和泉町3,849番地から3,857番地まで、4,042番地、4,051番地から4,258番地まで、4,263番地の3、4,263番地の12、4,267番地、4,271番地、4,272番地、4,369番地から4,418番地まで、和泉中央北一丁目1番から9番11号まで、10番30号から11番5号まで、11番15号から12番2号まで、12番19号以降、42番、和泉中央北二丁目1番から46番まで、和泉中央北三丁目1番から5番7号まで、11番から21番まで、23番17号から23号まで、24番から46番まで、中田町2,361番地から2,507番地まで、2,668番地から3,027番地まで、3,462番地、3,463番地、中田北一丁目(ただし、29番3号から14号までを除く)、中田北二丁目1番(ただし、1号を除く)、21番から11号まで、24番(ただし、13号を除く)、25番6号から10号まで
13	泉区総合庁舎	和泉町4,419番地から4,699番地まで、4,720番地から5,099番地まで、和泉中央北三丁目5番8号から10番まで、22番1号から23番16号まで、23番24号以降、和泉中央北四丁目3番から12番まで、15番から46番まで、和泉中央北五丁目1番から29番まで、上飯田町929番地から1,120番地まで
14	上飯田小学校	上飯田町698番地から779番地まで、1,121番地から2,249番地まで、2,406番地から2,597番地まで、2,637番地から2,663番地まで
15	中和田小学校	和泉町2,981番地から3,135番地まで、3,201番地から3,845番地まで、ゆめが丘1番地から15番地まで、和泉中央北四丁目1番、2番、13番、14番、和泉中央南三丁目1番(ただし、1号から65号までを除く)、3番、4番、20番、21番、和泉中央南四丁目、和泉中央南五丁目、上飯田町1番地から697番地まで、780番地から928番地まで
16	伊勢山小学校	中田町2,351番地、2,592番地、和泉町2,090番地、2,092番地、2,734番地、2,737番地、2,739番地、2,740番地、2,742番地から2,793番地の3まで、2,794番地から2,794番地の7まで、2,795番地から2,795番地の26まで、2,796番地から2,980番地まで、3,846番地から3,848番地まで、3,858番地から4,041番地まで、4,043番地から4,050番地まで、和泉が丘二丁目1番(ただし、17号から26号までを除く)、和泉が丘三丁目1番から5番まで、35番、36番、和泉中央南一丁目1番から41番まで、和泉中央南二丁目、和泉中央南三丁目1番1号から65号まで、2番、5番から19番まで、22番以降、中田北二丁目1番から1号まで、中田西一丁目1番から12番まで、13番(ただし、5号を除く)、14番から17番まで、中田西二丁目1番、2番、6番(ただし、3号から29号までを除く)
17	中田小学校	中田町1,914番地から1,952番地まで、中田東三丁目15番から17番まで、21番以降、中田北二丁目3番から9番まで、中田西一丁目13番5号、中田西二丁目3番から5番まで、6番3号から29号まで、7番から21番まで、中田西三丁目1番から3番まで、4番3号、12番(ただし、1号から4号までを除く)、中田南二丁目18番から21番まで、中田南三丁目3番15号から23号まで、7番から22番まで、24番(ただし、12号から23号までを除く)、25番、26番、中田南四丁目1番から17番まで、18番1号から22号まで、19番から27番まで、28番17号から24号まで
18	しらゆり集会所	中田町1,610番地から1,749番地まで、中田東一丁目、中田東二丁目1番から5番まで、7番から11番まで、21番、22番、25番(ただし、1号から2号までを除く)、中田東三丁目1番から4番まで、13番、14番、中田南一丁目1番から33番まで、中田南二丁目1番から4番まで、9番から17番まで、中田南三丁目1番、2番、3番(ただし、15号から23号までを除く)、4番から6番まで
19	菟野コミュニティハウス	中田西二丁目26番、27番、28番1号から46号まで、29番から32番まで、33番26号、中田西四丁目35番1号、22号、23号、32号から40号まで、36番、37番、38番から23号まで、中田南一丁目34番以降、中田南二丁目5番から8番まで、22番以降、中田南三丁目23番、24番12号から23号まで、27番以降、中田南四丁目18番(ただし、1号から22号までを除く)、28番以降(ただし、28番17号から24号までを除く)、中田南五丁目1番から58番まで、60番、61番
20	高砂自治会館	和泉町1,991番地の24、1,991番地の26、1,991番地の27、1,991番地の33、1,992番地(ただし、1から8までを除く)、1,997番(ただし、1から2までを除く)、2,019番地、2,021番地の25から30まで、2,023番地(ただし、1から15までを除く)、2,793番地(ただし、1から3までを除く)、2,794番地(ただし、1から7までを除く)、2,795番地(ただし、1から26までを除く)、7,908番地以降、中田町1番地から125番地まで、和泉が丘一丁目2番、3番、5番、6番、和泉中央南一丁目42番以降、中田西一丁目18番以降、中田西二丁目22番から25番まで、28番(ただし、1号から46号までを除く)、33番以降(ただし33番26号を除く)、中田西三丁目4番(ただし、3号を除く)、5番から11番まで、12番から4号まで、13番以降、中田西四丁目1番から34番まで、35番(ただし、1号、22号、23号、32号から40号までを除く)、38番24号以降、中田南五丁目59番、62番以降
21	下和泉地区センター	和泉町1,321番地から1,346番地まで、1,380番地から1,443番地まで、1,452番地から1,513番地まで、1,543番地の1から1,568番地の4まで、1,574番地の1から1,586番地の10まで、1,586番地の15から1,592番地の22まで、1,592番地の30、1,592番地の31、1,593番地の5、1,593番地の15から18まで、1,617番地から1,618番地の1まで、1,618番地の4から1,629番地まで、1,691番地の14、1,693番(ただし、12、16、18、20から25までを除く)、1,694番地(ただし、2、4から12まで、15から17まで、30から32まで、38、39を除く)、1,712番地から1,729番地まで、1,800番地から1,990番地まで、1,991番地(ただし、24、26、27、33を除く)、1,992番地(ただし、9以降を除く)、1,993番地から1,996番地まで、1,997番地(ただし、3以降を除く)、1,998番地から2,012番地まで、2,013番地から2,018番地まで(ただし、2,013番地の4を除く)、2,020番地、2,022番地、和泉が丘一丁目4番、7番、8番、9番3号以降、下和泉三丁目23番から25番まで、下和泉四丁目16番(ただし、29号から38号までを除く)、17番(ただし、23号から32号までを除く)、18番から20号まで、19番、22番(ただし、15号から20号までを除く)、23番から17号まで、24番以降、下和泉五丁目5番から17号まで、7番4号から8番8号まで、11番から18番まで、19番(ただし、12号から14号までを除く)、20番、21番、22番(ただし、13号から17号までを除く)
22	泉が丘中学校	和泉町1,347番地から1,379番地まで、1,444番地から1,451番地まで、2,013番地の4、2,021番地(ただし、25から30までを除く)、2,023番地(ただし、16以降を除く)、2,024番地から2,089番地まで、2,091番地、2,093番地から2,733番地まで、2,735番地、2,736番地、2,738番地、2,741番地、3,136番地から3,153番地まで、3,157番地から3,164番地まで、3,175番地から3,188番地まで、3,192番地から3,200番地まで、和泉が丘一丁目1番、9番から2号まで、和泉が丘二丁目1番17号から26号まで、2番以降、和泉が丘三丁目6番から34番まで、37番以降
23	みなみコミュニティハウス	和泉町1番地から400番地まで、511番地から528番地まで、696番地から1,320番地まで、3,154番地から3,156番地まで、3,165番地から3,174番地まで、3,189番地から3,191番地まで、下飯田町、ゆめが丘16番地以降、下和泉一丁目13番から17号まで、26号以降
24	西が岡自治会館	岡津町1,005番地から1,010番地まで、1,241番地から1,245番地まで、桂坂、白百合三丁目2番12号から18号まで、西が岡一丁目、西が岡二丁目、西が岡三丁目
25	緑園学園	池の谷、緑園四丁目、緑園五丁目、緑園六丁目、緑園七丁目
26	和泉小学校	和泉町4,259番地から4,368番地まで(ただし、4,263番地の3、4,263番地の12、4,267番地、4,271番地、4,272番地を除く)、4,700番地から4,719番地まで、5,100番地から5,599番地まで、5,636番地、5,637番地、5,661番地から5,668番地まで、5,700番地から5,730番地まで、5,741番地から5,981番地まで、5,983番地から5,992番地まで、和泉中央北一丁目9番12号から10番29号まで、11番6号から14号まで、12番3号から18号まで、13番から41番まで、和泉中央北三丁目47番、和泉中央北六丁目1番から34番まで
27	下和泉住宅自治会館	和泉町401番地から510番地まで、529番地から695番地まで、1,514番地から1,543番地まで、1,568番地の5から1,574番地まで、1,586番地の11から14まで、1,592番地の23から29まで、1,592番地の32以降、1,593番地(ただし、5、15から18までを除く)、1,594番地から1,616番地まで、1,618番地の2、1,618番地の3、1,630番地から1,690番地まで、1,691番地(ただし、14を除く)、1,692番地、1,693番地(ただし、1から11まで、13から15まで、17、19、26以降を除く)、1,694番地(ただし、1から3まで、13、14、18から29まで、33から37まで、40以降を除く)、1,695番地から1,711番地まで、1,730番地から1,799番地まで、下和泉一丁目1番から12番まで、13番18号から25号まで、下和泉二丁目、下和泉三丁目1番から22番まで、26番以降、下和泉四丁目1番から15番まで、16番29号から38号まで、17番23号から32号まで、18番(ただし、1号から20号までを除く)、20番、21番、22番15号から20号まで、23番(ただし、1号から17号までを除く)、下和泉五丁目1番から4番まで、5番18号から7番3号まで、8番9号から10番まで、19番12号から14号まで、22番13号から17号まで
28	新橋小学校	新橋町780番地から1,052番地まで、1,059番地から1,064番地まで、1,075番地から1,101番地の2まで、1,101番地の12、1,101番地の15、1,110番地から1,116番地まで、2,095番地以降(ただし、2,118番地の4を除く)

投票所民間従事者の確保について

投票管理者の皆様におかれましては、御多忙のところ大変恐縮ですが、投票所民間従事者の人員を確保いただくようお願いいたします。

1 投票所民間従事者名簿の作成

「【投票管理者宛：資料 2】当日投票所民間従事者 推薦依頼人数」をご参照のうえ、投票所民間従事者を確保いただき、「【投票管理者宛：様式 1】投票所民間従事者名簿」を作成してください。

「投票所民間従事者名簿」(様式 1) は、投票管理者・事務主任打合せ会の当日、受付(泉区選挙管理委員会事務室)に御提出ください。

2 投票管理者・事務主任打合せ会

- (1) 日 時 令和 8 年 10 月 8 日 (木) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分まで (予定)
- (2) 場 所 泉区役所 4 階 4 A B C 会議室
- (3) 内 容 投票管理者の職務について
(説明後、事務主任との打合せを予定しています。)

3 勤務条件

勤務日	<投票日前日> 10 月 17 日 (土)	<投票日当日> 10 月 18 日 (日)
勤務条件	○原則として、前日・当日ともに出勤できる方 ○高校生以上の方	
従事時間	2 時間	14 時間 (6 時 30 分～20 時 30 分)
賃金※	3,000 円	22,100 円 (源泉徴収後の金額)

※自宅から投票所までの間が 1 k m 以上あり、公共交通機関を利用される場合は、交通費(実費)を支給します。

4 従事内容

- 1 案内係：選挙人の案内、誘導等
- 2 受付係：パソコンによる選挙人と名簿との照合
- 3 投票用紙交付係：投票用紙の交付

5 その他

「投票所民間従事者名簿」の欄外に、「食事の調達希望」の欄を設けていますので、御活用ください。

(参考)

- ・投票所従事者（投票管理者・立会人・民間従事者・区職員）の昼食及び夕食代は支給されません（自己負担になります）。
- ・（投票所従事者は時間中みだりに投票所を離れることができず、また、投票所の施設内で食事を取っていただくことになるため、）お弁当等を持参される方を除き、食事の調達が必要になりますので、食事の調達方法等について、投票管理者様と区職員（事務主任）で御相談ください。

泉区選挙管理委員会事務室

（泉区総務課統計選挙係）

担 当：益田、國吉

電 話：８００－２３１５・２３１６

e-mail:iz-senkyo@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年横浜市長選挙 当日投票所民間従事者 推薦依頼人数

投票区	投票所	推薦依頼人数（人）	【参考】R 7 市長選
1	いちょう団地第二集会所	6	6
2	飯田北いちょう小学校	6	6
3	ひなた山第二自治会館	6	6
4	いずみ野小学校	6	6
5	弥生台自治会館	6	6
6	新橋連合自治会館	6	6
7	緑園自治会館	6	6
8	岡津町内会館	6	6
9	領家中学校	6	6
10	富士見丘自治会館	6	6
11	東中田小学校	6	6
12	中和田中学校	6	6
13	泉区総合庁舎	6	6
14	上飯田小学校	6	6
15	中和田小学校	6	6
16	伊勢山小学校	6	6
17	中田小学校	6	6
18	しらゆり集会所	6	6
19	葛野コミュニティハウス	6	6
20	高砂自治会館	6	6
21	下和泉地区センター	6	6
22	泉が丘中学校	6	6
23	みなみコミュニティハウス	6	6
24	西が岡自治会館	6	6
25	緑園学園	7	7
26	和泉小学校	6	6
27	下和泉住宅自治会館	6	6
28	新橋小学校	6	6
合計		169	169

令和8年横浜市長選挙 投票所民間従事者名簿

第_____投票区

	住所	氏名	電話番号	自宅から投票所までの経路（距離）	【参考】 食事の調達希望
例	岡津町〇〇〇ー〇	和泉 太郎	XXX-XXXX	岡津 ～バス～ 弥生台駅	昼食 ・ 夕食
例	弥生台△△ー△	横浜 花子	XXX-XXXX	徒歩	昼食 ・ 夕食
1					昼食 ・ 夕食
2					昼食 ・ 夕食
3					昼食 ・ 夕食
4					昼食 ・ 夕食
5					昼食 ・ 夕食
6					昼食 ・ 夕食

【掲載予定先】

泉区役所ホームページ > 自治会町内会向け書式ダウンロード > 令和8年横浜市長選挙に関する書式（ダウンロードページへ）

横浜グリーンエクスポ来場日時予約等の開始について【情報提供】**1 趣旨**

横浜グリーンエクスポ入場チケットの来場日時予約、観覧予約及びシャトルバス予約が開始されますので、情報提供させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容（添付の記者発表資料をご参照ください）**(1) GREEN×EXPO 2027入場チケット及び4 駅シャトルバス・駐車場の日時予約開始日が決定**

横浜グリーンエクスポでは、会場や周辺道路の混雑をやわらげ、より多くの皆さまに安心して快適に博覧会を楽しんでいただくため、来場日時予約制を導入します。2026年9月18日から、入場チケットの来場日時予約の受付を開始するほか、シャトルバスや駐車場の事前予約も始まります。

(2) GREEN×EXPO 2027来場日時予約の詳細および観覧予約の導入について

2026年9月18日から、GREEN×EXPO 2027 全開催期間を対象とした来場日時予約の受付を先着順にて開始します。また、一部の展示では展示内容や体験方法に応じた楽しみ方を提供するため、当日予約に限定した観覧予約制が導入されます。

(3) 全国のコンビニでGREEN×EXPO 2027の入場チケットを販売開始します

2026年9月18日から全国のコンビニエンスストアで来場日時予約付の入場チケットを販売開始します。

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年7月17日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027入場チケット及び 4 駅シャトルバス・駐車場の日時予約開始日が決定 （4 駅シャトルバス運賃、駐車場料金も設定） ～開幕半年前の9月18日（金）からスタート～

GREEN×EXPO協会（正式名称：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長：筒井義信、所在地：横浜市中区）は、GREEN×EXPO 2027の入場チケットの日時予約、シャトルバス及び駐車場の事前予約の受付を開幕半年前にあたる2026年9月18日（金）※¹から開始します。なお、これらの事前予約制は、周辺交通の混雑や来場者の集中を緩和することを目的として導入するものです。

あわせて、会場周辺の鉄道4駅※²を発着する4 駅シャトルバスの運賃及び駐車場料金についても設定いたしましたので、お知らせします。

予約方法などの詳細については、決定次第、公式ウェブサイトでお知らせします。

※1 駐車場（団体バス）については8月3日（月）より予約開始。

※2 相鉄本線瀬谷駅・三ツ境駅、東急田園都市線南町田グランベリーパーク駅及びJR横浜線十日市場駅。



○入場チケットの日時予約について

(予約対象期間)

- ・ GREEN×EXPO 2027 の全開催期間が対象。

(日時予約の変更)

- ・ 日時予約の変更は3回まで。
- ・ 予約日時に来場できなかった場合でも、それ以降の日時への変更が可能。
- ・ 変更3回目の予約日時に来場できなくなった場合でも、来場日当日の日時予約枠に空きがある場合、当日入場予約が可能。

(入場券に関するお問い合わせ)

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））

TEL：0570-01-8789 e-mail：ticket-info@2027tkc.com

○4 駅シャトルバス運賃

	大人	小児
一般	200円	100円
障がい者割引	100円	50円

※ 小児運賃は1歳以上12歳未満（小学生以下）を対象とし、1歳未満は無料。

※ 障がい者割引は、障がい者手帳等をお持ちの方等が対象。

※ 1歳以上6歳未満（就学前の6歳を含む）は旅客1名につき2名まで無料。



※国土地理院地図を引用・加工

○駐車場料金

駐車場名	車 種	区 分		駐車場料金
会場駐車場	自家用車	一般	平日	5,000円
			土休日・繁忙期	7,000円
		障がい者等	平日	2,500円
			土休日・繁忙期	3,500円
	自動二輪			2,000円
	団体バス	一般		10,000円
		障がい者等		5,000円
パーク&ライド 駐車場	自家用車		繁忙期のみ	3,000円

※ 繁忙期とは、GW・9月等の土休日。

※ 障がい者等料金の適用については、自家用車・団体バス共に、GREEN×EXPO 2027 特別割引券対象者及び車いす利用者が乗車する車両。



※国土地理院地図を引用・加工

本件に関するお問い合わせ先

【本リリースに関するお問い合わせ】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）
（シャトルバス・駐車場について）

交通対策室（担当：木嶋、北條、徳重）Tel：045-307-2048
（入場券について）

入場券部（担当：森井）Tel：045-307-2139

【入場券に関するお問い合わせ】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））
TEL：0570-01-8789 e-mail：ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正 式 略 称	GREEN×EXPO 2027（グリーンエキスポニーゼロニーナ）
開 催 場 所	横浜市瀬谷区・旭区（旧上瀬谷通信施設）
開 催 期 間	2027年3月19日（金）～ 2027年9月26日（日） 192日間
テ ー マ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha（内、会場区域80ha）
ク ラ ス	A1（最上位）クラス（AIPH承認＋BIE認定）
有料来場者数	1,000万人以上
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年8月27日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 来場日時予約の詳細 および観覧予約の導入について

GREEN×EXPO協会（正式名称:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長:筒井義信、所在地:横浜市中区）は、2026年9月18日(金)より、入場チケットの来場日時予約を開始いたします。これに伴い、来場日時予約の時間などの詳細を決定しました。また、会場内の一部展示についても、観覧予約を導入いたします。

来場日時予約について

GREEN×EXPO 2027 では、混雑緩和および安全な運営の観点から、入場に際して来場日時予約制を導入します。9月18日(金)より、GREEN×EXPO 2027 全開催期間を対象とした来場日時予約の受付を先着順にて開始いたします。

各時間帯には混雑状況に応じ、一定の予約可能人数の上限を設定する予定です。

予約時間	予約可能対象券種
9:30-	1日券、特別割引券、 通期パス、夏パス(夏の決まった期間のみ)
10:30-	
11:30-	
12:30-	
13:30-	
14:30-	
17:00-	上記の券種に加え、夜間券

※開場時間は9時30分～21時30分です。最終入場は21時となります。

予約した時間以降であれば、いつでも入場ができます。なお、別日の来場を希望する場合は、

来場日時の変更が必要です。(来場日時は、3回まで変更が可能です。)

○新規で来場日時指定の入場チケットを購入する場合

公式チケットサイトにおいて、「来場日時を指定して購入する」をクリックし、来場日時指定の入場チケットを購入してください。

○来場日時が指定されていない入場チケットをお持ちの場合

公式チケットサイトにログインの上、「来場日時予約」をクリックし、日時予約を行ってください。なお、他の方がお持ちのチケットもまとめて来場日時予約を申し込むこともできます。

○公共交通機関・自家用車での来場について

会場周辺の鉄道4駅からのシャトルバス、会場駐車場を利用する場合は事前予約が必要です。

観覧予約について

GREEN×EXPO 2027では、屋外の庭園や花壇など、予約がなくても自由楽しめる空間が大きく展開されます。一方、一部の展示については、展示内容や体験方法に応じた楽しみ方を提供するため、当日予約に限定したシンプルな予約制を導入します。

来場当日、公式チケットサイトにて、予約時間以降の枠が予約できます。また、予約時間以降であれば、入場前でも予約することが可能です。

観覧予約はチケット1枚につき1日1回までとし、予約枠は1日3回に分けて順次開放します。アクセス集中を防ぎながら、より多くの来場者に公平に観覧の機会を提供します。

観覧予約の1日のスケジュールは以下のとおりです。

観覧予約開放時間	観覧予約可能枠
8:00	10:00-12:00
11:30	12:00-17:00
16:30	17:00-各施設の最終枠まで開放

※開場時間は9時30分～21時30分です。

現在、各出展者等において、展示の観覧予約の導入について検討中であり、決定後、公式ホームページで発表します。

本件に関するお問い合わせ先

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）

入場券部入場券課（担当：森井）

Tel：045-307-2139

入場券に関するお問い合わせ先

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター

（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））

TEL：0570-01-8789 e-mail：ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナ)
開催場所	横浜市瀬谷区・旭区（旧上瀬谷通信施設）
開催期間	2027年3月19日(金)～ 2027年9月26日(日) 192日間
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
有料来場者数	1,000万人以上
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トUNKトUNK」

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年9月2日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

全国のコンビニでGREEN×EXPO 2027の 入場チケットを販売開始します

～行きたい日が決まったら、コンビニへ。来場日時予約付チケット販売開始！～

GREEN×EXPO協会（正式名称：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長：筒井義信、所在地：横浜市中区）は、公式チケットサイト等においてGREEN×EXPO 2027の入場チケットを販売しております。このたび、来場日時予約が開始される2026年9月18日（金）から、全国のコンビニエンスストアで来場日時予約付の入場チケットを販売開始します。

購入機会を拡大することで、より多くの皆様にGREEN×EXPO 2027への来場を検討いただくきっかけを創出するとともに、入場チケット購入の利便性向上を図ります。

コンビニエンスストアでのチケット販売概要

1 販売予定のコンビニエンスストア

- ・セブン・イレブン
- ・ファミリーマート
- ・ローソン

2 入場チケットの詳細

○取扱券種

1日券（早割価格・通常価格）、特別割引券、夜間券

※販売時期により取扱券種が異なります。

○入場チケットの形態

紙チケット（引換不要）

○来場日時予約について

来場日時予約付のチケットのため、オンラインでの予約手続きなしで、コンビニエンスストアで発券されたチケットをお持ちいただくだけでご入場いただけます。

※来場日時を変更する場合は、発券されたチケットに記載のチケットIDを公式チケットサイトに登録の上、お客様自身で来場日時予約の変更手続きをする必要があります。

3 販売スケジュール

来場日時予約開始日の2026年9月18日（金）から販売を開始し、順次、券種や対象となる来場日時を拡大していきます。

販売期間	券種	対象期間
2026年9月18日（金） から 2026年12月8日（火）	・ 1日券 早割価格 ・ 特別割引券	2027年3月19日（金）から 2027年6月30日（水）
2026年12月9日（水） から 2027年3月18日（木）	・ 1日券 早割価格 ・ 特別割引券	全期間
2027年3月19日（金） から 2027年9月26日（日）	・ 1日券 通常価格 ・ 特別割引券 ・ 夜間券	全期間

※購入には、各販売事業者所定の発券等の手数料が必要となる場合がございます。

※展示に係る観覧予約を希望される場合は、チケットに記載のチケットIDを公式チケットサイトに登録の上、観覧予約の手続きを行っていただく必要があります。

※公共交通機関や自家用車で来場する場合は、会場周辺の鉄道4駅から発着するシャトルバス、または駐車場の予約が必要です。

本件に関するお問い合わせ先

【本リリースについて】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）

入場券部入場券課 担当：森井 TEL：045-307-2139

【入場チケットについて】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））

TEL：0570-01-8789 e-mail：ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正 式 略 称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナ)
開 催 場 所	横浜市瀬谷区・旭区（旧上瀬谷通信施設）
開 催 期 間	2027年3月19日(金)～ 2027年9月26日(日) 192日間
テ ー マ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
ク ラ ス	A1(最上位) クラス(AIPH承認+BIE認定)
有料来場者数	1,000万人以上
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」

区連会 9 月定例会説明資料
令和 8 年 9 月 18 日
泉 区 区 政 推 進 課

横浜グリーンエキスポ機運醸成ステッカーの掲示について（依頼）

横浜グリーンエキスポの開催に向けた機運醸成の取組として、市内の施設や事業所、店舗等で掲示いただく「横浜グリーンエキスポ機運醸成ステッカー」を配付しています。本ステッカーは、横浜グリーンエキスポを応援している気持ちを表す公式配付物です。

つきましては、各自治会町内会へ配付いたしますので、施設等への掲示に御協力くださいますようお願いいたします。

1 お問い合わせのこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてにステッカーを配付（1 枚）いたしますので、掲示に御協力をお願いいたします。

2 ステッカーの概要

サイズ：11cm×11cm（両面シール）

自治会町内会館等の入口、窓、受付周辺などへの掲示をお願いします。

3 掲示期間

令和 9 年 9 月 26 日（横浜グリーンエキスポ閉幕）まで

4 添付資料

機運醸成ステッカーご利用にあたってのお願い
※ご一読ください。



機運醸成ステッカー

泉区区政推進課広報相談係
担当 菅沼、渡部
電話 045-800-2337 /FAX 045-800-2506
メール iz-koho@city.yokohama.lg.jp

横浜グリーンエキスポ(GREEN×EXPO 2027) 機運醸成ステッカーご利用にあたってのお願い(必ずお読みください)

このステッカーは、「横浜グリーンエキスポ」の開催をみんなで盛り上げていくため、横浜市が公式に作成・配布している広報用ステッカーです。

配布の趣旨をご理解いただき、下記のお願ひ事項をご確認のうえ、ご使用ください。

1 ステッカーについて

本ステッカーは、横浜グリーンエキスポ(GREEN×EXPO 2027)を応援している気持ちを表すための公式配布物です。

掲示されていることにより、横浜市や GREEN×EXPO 協会が、特定の個人、企業、団体、商品、サービス、活動等を認証・推奨・保証・公認するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

2 ご使用いただける範囲

多くの方が利用・来訪する店舗、事業所、施設等において、窓、入口、受付周辺など、来訪者の目に触れやすい場所への掲示に限ってご使用いただけます。

3 ご使用にあたってのお願い(禁止事項)

- ・横浜グリーンエキスポ(GREEN×EXPO 2027)の品位や信用を損なうおそれのある使用
- ・商品本体や商品パッケージへの貼付
- ・チラシや販促物、広告物などへの転用
- ・ステッカーのデータのダウンロード、コピー、複製、再印刷
- ・デザインの変更、加工、切り貼り
- ・「公式認定」「市のお墨付き」「公認商品」などと誤解を招く表現や使い方
- ・第三者(関係事業者を除く)への転売、譲渡、再配布
- ・政治活動や宗教活動を目的とした使用
- ・暴力団、暴力団員又はその他の反社会的勢力と関係がある場合の使用
- ・特定の個人、企業又は団体の営利活動や宣伝のみを目的とした使用
- ・法令又は公序良俗に反する使用
- ・その他、横浜市が本ステッカーの趣旨に合わない判断する使用

3 使用期間

原則として横浜グリーンエキスポの終了日(2027年9月26日(日))までご使用いただけます。終了後、または横浜市が不適切と判断した場合には、掲示の中止や撤去をお願いすることがあります。

* 掲示及び撤去にかかる作業や費用は、使用される方のご負担となります。

* 本ステッカーの使用により生じたトラブル等について、横浜市および GREEN×EXPO 協会は責任を負いかねますのでご理解の上、ご活用ください。

問い合わせ先
横浜市 脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課
TEL:045-671-4627

泉区制 40 周年周知ポスターについて【周知依頼】

1 事業の趣旨

今年は、泉区が誕生してから 40 周年となることから、年間を通して様々な周年事業を実施しています。11 月の 40 周年記念事業のメイン期間に向けて広報を強化するため、10 月以降に開催される主なイベントを掲載したポスターを作成しました。今後、区内の各施設や区主催イベント等で配布を行い、40 周年のフィナーレに向けた機運の醸成を図るとともに、記念事業をより一層盛り上げていきたいと考えております。

つきましては、ポスターの周知に御協力くださいますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 参考資料

泉区制 40 周年周知ポスター（A4 サイズ）

【参考】泉区制 40 周年記念事業の進捗報告について

令和 8 年 7 月 17 日に開催しました、区制 40 周年記念事業実行委員会の内容を踏まえ、現在の進捗状況について御報告いたします。

(1) 記念式典

令和 8 年 11 月 3 日（火・祝）に泉公会堂で 40 周年記念式典の開催を予定しています。式典では、区政功労者やぬりえコンテストなどの表彰、高校生の書道パフォーマンスや幼稚園児の音楽、ダンスなどのステージイベントを実施予定です。

【記念式典実施概要】

日時：令和 8 年 11 月 3 日（火・祝）12 時から 14 時 30 分まで

場所：泉公会堂

(2) 各イベント

11 月 14 日（土）に、横浜 DeNA ベイスターズと連携し、ゆめが丘ソラトスでの野球体験イベント「まちなか B-PARK」を、同月 28 日（土）には、深谷通信所跡地活用イベントで、小学生を対象とした気球の乗降体験を予定しています。

(3) 区内各所での広報

区制 40 周年記念ロゴマークをあしらった横断幕、のぼり旗及びステッカーを作成し、鉄道駅等区内各所で掲示をしております。また、公会堂等に掲示できる大きいサイズの横断幕を新たに作成しました。



▲いずみ中央駅でのステッカー掲示

(4) 動画作成

横浜ケーブルビジョン株式会社と契約を締結し、動画作成を進めています。
作成した動画は、記念式典や新年祝賀会での放映を予定しています。

(5) 記念切手作成

日本郵便株式会社からご提案をいただき、現在オリジナルフレーム切手の作成を進めていただいています。実行委員会事務局から掲載写真を提供しています。

【製作枚数】 泉区ゆかりの伝統文化 300 枚

泉区の花・川・農の風景 300 枚 計 600 枚

【販売金額】 1 シート 1,450 円

【販売期間】 令和8年10月1日（木）から令和9年10月31日（日）

【販売場所】 ① 泉区内の郵便局（区外の郵便局も取り寄せ購入可）

② WEB サイト郵便局ネットショップ

③ 区民まつり区政推進課ブース内での販売を予定



(6) 泉区制40周年記念事業トップページ（参考）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/shokai/kinenjigyo40/>



【担当】

泉区区政推進課企画調整係 大井、十二町 電話 800-2331

広報相談係 菅沼、宮野 電話 800-2337

iz-kusei@city.yokohama.lg.jp

まだまだ続く、泉区制40周年！



Finale Schedule

フィナーレまで見逃せないイベントがいっぱい！



10/1(木)～

40周年記念
オリジナル フレーム切手
販売開始！

泉区の魅力が
つまった2種類の
記念切手を区内の
郵便局等で発売！



10/17(土)・18(日)

横浜いずみ歌舞伎公演(チケット制)
市民による手作りの本格歌舞伎！



【会場】 泉公会堂 【時間】 13:00開演

10/31(土)・11/1(日)

横浜エクセレンスの泉区民デー (予約制)
泉区民の皆様をご招待・ご優待！



【試合】 新潟アルビレックスBB戦
【会場】 横浜武道館

11/3 (火・祝)

同日開催！ 40周年のビッグイベント！

① 泉区民ふれあいまつり

楽しいステージや模擬店が盛りだくさん！

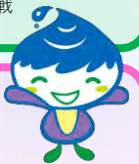
【時間】 10:00～14:00 (荒天中止) 【会場】 和泉遊水地4池・3池



② 泉区制40周年記念式典

泉区制40周年の節目を記念して、
功労者表彰等を行う記念式典を開催！
演奏や書道パフォーマンスなどの
ステージもあるよ！

【時間】 12:00～14:30
【会場】 泉公会堂



11/4(水)

泉区の未来に
つなげる花火！

40年分の「ありがとう」を
夜空へ花火を打ち上げます！



【時間】 19:00前後
【会場】 泉区内とある場所

11/7(土)

横浜ビー・コルセアーズ
泉区応援DAY (予約制)

泉区民の皆様をご優待！



【試合】 神戸ストークス戦
【会場】 横浜BUNTAI

11/14(土)

横浜DeNAベイスターズ
「まちなかB-PARK」

野球未経験の子どもでも楽しめる
体験型イベントを開催します！



【時間】 10:00～15:00
【会場】 ゆめが丘ソラトス高架下広場

11/28(土)

深谷通信所跡地中央広場
活用イベント (一部予約制)

広々としたはらっぱで、親子で楽
しめるイベントを開催します！



【時間】 10:00～14:00 (気球 7:00～)
【会場】 深谷通信所跡地中央広場ほか

この他にも楽しい企画が盛りだくさん！



「写真でBINGO!」
「めりえコンテスト」
応募作品の展示



ローカルライター
40周年連載記事



記念デザイン
マンホール

40周年のイベント情報は
HPのイベントカレンダー
をチェックしてね！
12月もあるよ～

40周年をみんな
で祝いましょう！



泉区制40周年記念事業にご協賛いただいた皆様、誠にありがとうございました！(HPにてご紹介しています)



～40年の絆を力に、ずんずん進もう、明日へ。未来へ！～

【問合せ】 泉区制40周年記念事業実行委員会(泉区区政推進課) 045-800-2331・2337

最新情報や詳細は
HPをチェック！

泉区 40周年



認可地縁団体制度の一部変更について【情報提供】 (代表者等の住所の非表示化)

1 趣旨

自治会町内会の皆様におかれましては、日頃より地域の様々な活動にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

地方自治法施行規則改正に伴い、令和 8 年 10 月 1 日より、個人情報保護の観点から、認可地縁団体の代表者等の住所※が原則として非表示となります。

これに伴い、認可地縁団体台帳の写し(証明書)の交付手続等に一部変更がございますので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 主な変更点

現在、認可地縁団体の代表者等の住所については、認可地縁団体台帳の写し(証明書)や告示(市報・掲示)に記載されていますが、令和 8 年 10 月 1 日以降は、**原則非表示**となります。

(1) 認可地縁団体台帳の写し(証明書)の交付

10 月 1 日以降に区役所地域振興課で交付する認可地縁団体台帳の写しについて、**代表者等の住所が非表示**となります(過去の代表者の住所含む)。

なお、住所が記載された証明書をご希望の場合は、**本人または代理人からの請求**が必要となります(本人確認書類または委任状をお持ちください)。

(2) 団体の認可または変更時の告示(市報・掲示)

団体の認可または変更に伴う告示(市報・掲示)においても、10 月 1 日から代表者等の住所が掲載されなくなります。

※非表示となる認可地縁団体の代表者等の住所

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| ア 認可地縁団体の代表者の住所 | イ 裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者の住所 |
| ウ 認可地縁団体の代理人の住所 | エ 認可地縁団体の清算人の住所 |
| オ 認可地縁団体の主な事務所の所在地 | (アからエまでに掲げる住所と同一の場合に限る) |

市民局地域活動推進課
担当 竹ノ内、渡邊
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

資料11

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 8 年 9 月 1 8 日
泉区民ふれあいまつり実行委員会

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区民ふれあいまつり実行委員会
委員長 上原 敏博

令和8年度 第15回泉区民ふれあいまつりポスターの掲出について（依頼）

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

泉区では、泉区連合自治会町内会長会を中心に、実行委員会を組織して、より一層の郷土愛を深め、明るく元気のでるまちづくりを推進するために、「第15回泉区民ふれあいまつり」の開催に向け準備を進めています。

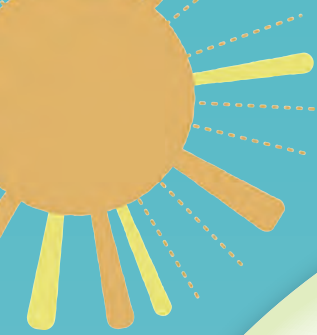
つきましては、開催周知用のポスターを貴自治会町内会掲示板に御掲出いただきたく御依頼申し上げます。

御多用中のところ誠に恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

（泉区民ふれあいまつり実行委員会事務局）

泉区地域振興課 千田、阿部

電話：800－2391



#住むなら 泉区

第15回

泉区民ふれあいまつり

つながる、ひろがる、泉の絆
～祝！区制40周年～

2026年11月3日(火・祝)

10:00～14:00(荒天中止)

会場 和泉遊水地4池・3池

相鉄いずみ野線「いずみ中央駅」徒歩5分 泉区役所そば

ご来場は、公共交通機関をご利用ください。まつり会場に駐車場はありません。

模擬店・展示ブース

団体等による出店、
各種機関等による
広報・展示



ステージショー ダンス、楽器演奏など

～出演団体～
泉区民文化センター テアトルフォンテ
横浜中田ジュニアマーチングバンド
Puakeniken (プアケニケニ)
泉消防団
セイハダンスアカデミー
岡津中学校 ダンス部
チアダンスチーム SMILERS
泉区舞踊協会
鳩の森愛の詩保育園・鳩の森愛の詩あすなろ保育園
鳩の森愛の詩保育園・鳩の森愛の詩あすなろ保育園 親父の会
プロダンスチーム List::X with 泉警察署
※出演順はHPでご確認ください



ふれあい広場

子どもの遊び場(工作等)、
軽スポーツコーナー、
働く車大集合！など



共催

泉区民ふれあいまつり実行委員会
泉区役所

問合せ

実行委員会事務局(泉区地域振興課内)

☎ 045-800-2391

✉ iz-chounaikai@city.yokohama.lg.jp

● 協賛企業・団体 ※令和8年8月末現在 ●

(公社) 戸塚法人会泉連合
(福) 横浜市泉区社会福祉協議会、(株) 大神産業
ベルホール泉、大洋建設(株)、泉火災予防協会、石田建設(株)、相鉄企業(株)、
(一社) 横浜市泉区医師会 (医) 鵬友会 ゆめが丘総合病院、神奈川美研工業(株)
横浜油材(株)、(学) 和泉中央学園 認定こども園泉ヶ丘幼稚園、
(株) 世新、泉区商店街連合会、(一社) 横浜建設業協会泉区会
(有) ダイ・ハード、(株) オーモリ、(福) ひぐれっと、(株) ノノ瀬建創、(有) 横浜体育クラブ、
(特非) 泉南会、リョーコーホーム(株)、CoCoA、(株) 土屋材木店、(有) 山崎建設、
横浜市泉スポーツセンター (公財) 横浜市スポーツ協会、小林商工(株)、立神工業(株)、
横浜信用金庫いずみ中央支店、(株) 富士紙業、泉区シニアクラブ連合会、岡田重機(株)、
(有) 大貫商事、(株) 横山浩介建築設計事務所、横浜共立鋼業(株)、坂本建設(株)、
(有) 八巻機械、(有) ティーエス、ハマインベリアル(株)、(株) 新中央ツーリスト、
ウエストスタート(株)、河野商事(株)、泉伝統文化保存会、横浜泉ライオンズクラブ、
泉安全運転管理者会、金子産商(株)、(有) 伊藤好建築、横浜泉ロータリークラブ、
泉区歯科医師会、(株) 高岡興業、(株) 戸塚工業所、横浜商工会議所戸塚支部
(医) 横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立いずみ野病院

イベント内容の詳細や
開催の可否については
泉区ホームページを
ご確認ください。

泉区民ふれあいまつり

検索



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

公式マスコットキャラクター トウンクトゥンク

©Expo 2027

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区地域振興課地域力推進担当課長

**令和 8 年度地域活動支援事業「地域活動のための LINE 活用講座」
の周知及びリーフレットの配布について【ご案内】**

1 趣旨

自治会町内会の会長をはじめ、役員の皆様におかれましては、地域活動の維持・発展に向け、様々な工夫を重ねながら運営に取り組まれていることと存じます。

そこで、地域住民への情報発信の充実や役員間の連絡の円滑化を図るとともに、地域住民とのつながりを深め、地域活動の効率化と負担軽減につなげるため、多くの方に利用されている LINE を地域活動に活用するための講座を開催することとしました。

自治会町内会の会長や役員の皆様をはじめ、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

2 依頼事項

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いするとともに、参加についてご検討ください。

3 講座概要

(1) 【講座】地域活動のための LINE 活用講座（11 月 7 日（土）又は 10 日（火））

地域活動における LINE 活用のメリットや事例を学ぶとともに、LINE 公式アカウント（住民向け情報発信）又は LINE オープンチャット（役員間等の情報共有）の操作体験を行います。

※ 講座の詳細については、チラシや泉区ホームページにも掲載しております。

担当：泉区地域振興課地域力推進担当
井戸、渡邊

TEL：800-2333 FAX：800-2507

mail:iz-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

もっとラクに、もっとつながる！

地域活動のための LINE活用講座

参加費
無料

こんなお困りごとはありませんか？

- ✓ お知らせやイベント案内がなかなか届かない
- ✓ 団体内の連絡に手間がかかる
- ✓ 若い世代に情報が届きにくい
- ✓ SNSを活用したいが何から始めればよいかわからない

この講座に参加すると...

地域活動のお知らせやイベント案内、
団体内の連絡にLINEをどのように
活用できるか、具体的なイメージが
つかめます。

この講座で学べること

- ・LINE公式アカウント（お知らせ向け）
- ・LINEオープンチャット（団体内連絡向け）
- ・用途に応じた使い分け方
- ・実際の操作を体験 ※下記のいずれかを選択

操作体験
あり

操作体験 ・LINE公式アカウント（お知らせやイベント案内）
・LINEオープンチャット（団体内連絡）

講師

特定非営利活動法人 まちづくりエージェンツIDE BEACH CITY. 山口良介氏

対象

泉区内で活動している地域活動団体または自治会町内会
に所属している方

※LINEの基本操作ができる方向けの講座です。
※学んだ内容を団体で共有しやすいよう1団体あたり2名以上の参加を推奨します。



講座のホームページ
はこちら

日時

【1回目】 11月 7日（土） 各回 9時30分～12時
【2回目】 11月 10日（火） （受付開始9時15分）

※各回とも同じ内容です。ご都合の良い回を1つ選んでご参加ください。

会場

泉区役所4階 4ABC会議室

定員

各回 10団体

持ち物

スマートフォン

お申込方法は講座の
ホームページまたは
チラシ裏面をご覧ください。

主催・問合せ

いずみ区民活動支援センター（区役所1階104窓口）

☎ 800-2393

✉ iz-kuminkatsudou@city.yokohama.lg.jp



講師紹介



山口 良介 氏

特定非営利活動法人 まちづくりエージェント SIDE BEACH CITY.

大手民間プロダクションにてデジタル化とIT化を30年以上経験。その実績と知見を活かし、現在はNPO法人の理事長を務め、地域や非営利団体を中心にDX導入・ICT活用支援を行う。DX支援は、地方自治体・施設・団体・法人含め80団体以上をサポート。

申込方法

次のいずれかの方法でお申込みください。

- ①横浜市電子申請・届出システム ②メール
③いずみ区民活動支援センター窓口（区役所1階104窓口）で直接

- ・申込時に、団体名、申込者氏名、日中連絡可能な電話番号、メールアドレス、参加人数、参加希望日、希望する操作体験、講師に聞きたいことをお知らせください。
- ・ご記入・入力いただいた個人情報は、適切に管理し、本講座開催にかかる連絡目的以外には使用しません
- ・横浜市電子申請・届出システムをご利用の際は、利用者登録が必要になります。



横浜市電子申請・届出システム

申込先

いずみ区民活動支援センター（泉区役所1階104窓口）

メール：iz-kuminkatsudou@city.yokohama.lg.jp

申込締切

令和8年10月14日（水）17時

- ・定員に満たない場合は引き続き先着順で受け付けます。
- ・結果は10月20日（火）までに全員にお知らせします。20日（火）を過ぎても連絡がない場合はお手数ですが当センターまでご連絡ください。
- ・申込多数の場合は抽選とし、1つの団体からの参加人数を調整させていただく場合があります。

注意事項

- ・スマートフォンは、iPhoneかAndroidを持参してください。らくらくスマートフォンでの操作説明は行いません。
- ・LINEの基本操作ができる方向けの講座のため、LINEでの連絡方法など基本的な使い方の説明は行いません。

地域活動のためのLINE活用講座 申込書

団体名			
申込者氏名			
日中連絡可能な電話番号			
メールアドレス			
参加人数	人		
参加希望日	☐ 11月7日（土）	☐ 11月10日（火）	☐ どちらでもよい
希望する操作体験	☐ LINE公式アカウント（お知らせやイベント案内向け） ☐ LINEオープンチャット（団体内連絡向け） ☐ どちらがよいか分からない ☐ どちらでもよい		
講師に聞いてみたいこと			

それ、泉区の自治会町内会でも
できました！



自治会町内会運営が
ちょこっと楽になる
そんな事例を
ご紹介します



泉区マスコットキャラクター
いっずん

泉区ICT事例集

本書で紹介する企業・団体デジタルツール・サービスは、あくまで例示であり、泉区が特に推奨するツール・サービスではありません。
具体的な検討の際には、最新の内容・料金等を確認の上自治会町内会として契約していただきますよう、お願いいたします。

事例[1]

いつでも気にせず連絡でき、イベントのお知らせも簡単！
若い世代にも情報伝達できる！

役員さん同士の
連絡におススメ

LINE編



会員の皆さんへの
周知におススメ

LINE公式アカウント編



メリット

利用者の声



- 無料から始められる！
- 既にLINEを使っている方が多いので、新しいアプリをインストールする必要がない！
- イベント案内や防災・防犯情報などを一斉に配信できる！
- 回覧板の代用としても活用できる！
- Googleフォーム [事例\[3\]](#) と連携して、さらに便利に活用できる！

イベントの中止など、急な連絡でもすぐに周知できます。
グループチャットは、1回打てばグループ全員が見られるので、
分らないことなども誰かがすぐに対応してくれました。





メリット

- 会議の議事録などクラウドで保管することで、過去の資料も検索が簡単に！
- 回覧板や紙の掲示をデジタル化できるので、情報共有がリアルタイムでできます！
- カレンダーでイベントを一目で確認できるので、イベント管理が楽！

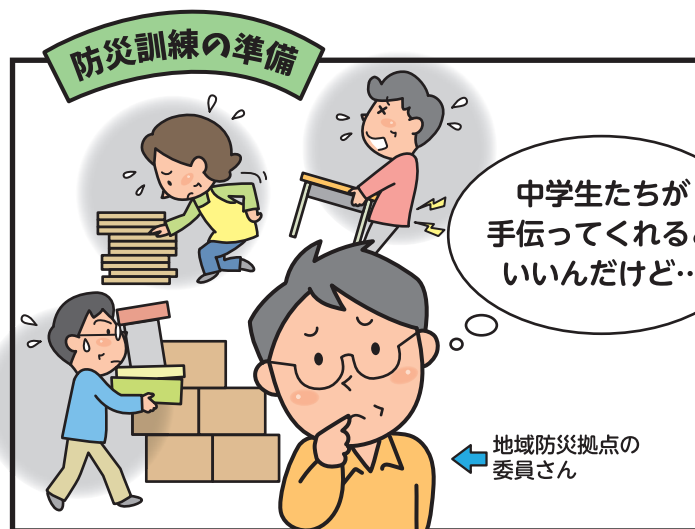
利用者の声



役員の中での活用ですが、情報共有が一斉にできて便利です。
過去の資料も簡単に確認できるので、引継ぎの補助資料としても便利です。



若い世代の地域活動への参加をもっとスムーズに！ Googleフォームで、あなたのイベントも簡単受付！



メリット

- 募集側も紙や電話対応が減り、一覧で確認できるので準備がスムーズ！
- 日中忙しい世代の方にとっても、応募がスマホでいつでも簡単！



利用者の声



受付はとても簡単で、紙や電話での対応はなく、一覧で確認できるので準備がスムーズ。実際に4名の申し込みがあり、訓練に参加してもらえました。

フォームの作成方法は知りませんでしたが、ケアプラザの事業「いずみスマホよろず相談所」で地域のボランティアの方に教えてもらいながら進められたので安心でした。



いざ、導入してみよう！

LINE公式アカウント 使い方 **かんたん3ステップ**

難易度



費用

一部有料

必要機材

スマートフォン
またはPC

1 ビジネスIDを登録

公式サイトから **LINE公式アカウント** をはじめる ボタンからアクセス！

ビジネスIDでログイン または

● LINEアカウントで登録

● メールアドレスで登録

のいずれかを選択して登録



2 必要事項を入力

アカウント作成フォームに以下を入力

● アカウント名

● 業種

● 会社名・店舗名

● メールアドレス

など必須項目を入力したら

そのまま次へ

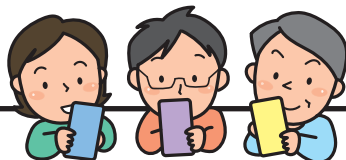
3 管理画面へログインして完了

入力完了後、LINE 公式アカウントの管理画面にログインできれば作成完了！

ここからプロフィール設定や挨拶メッセージ設定などを行えます♪

ポイント

アカウント名は自治会町内会名をそのまま使用する方が分かりやすい



サイボウズoffice 使い方 **かんたん3ステップ**

難易度



費用

有料

必要機材

PC

1 アカウントと環境を準備

公式サイトから **無料トライアル** を申込

管理者が自治会用のグループを作成し、メンバーのメールアドレスを登録する

※30日間トライアルあり



2 基本機能を設定

カレンダー・掲示板・ファイル管理など必要な機能を設定

3 周知

スマートフォンやパソコンでログインする方法を周知
簡単な操作ガイドを配布

ポイント

最初は掲示板+カレンダーだけなど、シンプルに始めるのがおすすめ



Googleフォーム 使い方 **かんたん3ステップ**

難易度



費用

無料

必要機材

スマートフォン
またはPC

1 アカウント作成

公式サイトから、**必要事項**を入力してアカウントを作成してログイン

(<https://forms.google.com>)



2 フォーム作成

空白またはテンプレートを
選び、内容を入力する

● フォームタイトル

● 説明文

● 質問の追加(単一選択・記述式など)

※質問を必要なだけ繰り返して追加するだけ！

必要に応じて、必須設定などを行う

3 確認して送信(共有)

右上の「目のマーク」で見た目をチェック

● 問題なければ送信

● 好きな方法で回答者に配布

(リンクをコピーし、メールで二次元コードなどを送信)

ポイント

タイトルは何のフォームが明確になるよう設定。
質問はわかりやすく簡潔に。

二次元コードをチラシに載せると申ししやすい



地域活動・ボランティア情報サイト「よこむすび」

「よこむすび」は、自治会町内会、NPO法人、ボランティア団体など、地域で活動する団体のイベント情報やボランティア募集情報を集めた横浜市が運営するポータルサイトです。

市民のみなさんの情報収集の場として、ぜひご活用ください。

※泉区での運用開始は、2026年6月頃を予定しています。



こんな時のご相談は…



スマートフォンやパソコンの使い方を教えてくれる
ボランティアを探している



相談窓口

いずみ区民活動支援センター



電話 ▶ 045-800-2393

ファクス ▶ 045-800-2518

メールアドレス ▶ iz-kuminkatsudou@city.yokohama.lg.jp



スマートフォンなどの使い方を教えてくれる講座などの情報を知りたい



相談窓口

上飯田地域ケアプラザ

電話 ▶ 045-802-8200

下和泉地域ケアプラザ

電話 ▶ 045-802-9920

踊場地域ケアプラザ

電話 ▶ 045-801-2920

いずみ中央地域ケアプラザ

電話 ▶ 045-805-1700

新橋地域ケアプラザ

電話 ▶ 045-813-3877

いずみ野地域ケアプラザ

電話 ▶ 045-800-0322

岡津地域ケアプラザ

電話 ▶ 045-812-0685

横浜市では、様々な場面でオンライン申請ができるようになり、スマートフォンがますます重要なツールとなっていることを受け、スマートフォンの基本操作に関するマニュアルを整備しました。

**マニュアル
ダウンロード**



<https://digital.city.yokohama.lg.jp/basicmanual/>

ご自身の状況に応じて、必要なマニュアルを参照してください



スマートフォンの
基礎操作方法について

レベル
01



スマートフォンの機能について
(電話、メール、アプリ等)

レベル
02



オンラインサービスの利用方法
(スマホが使える方向け)

レベル
03

資料13

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 8 年 9 月 1 8 日
泉 区 生 活 衛 生 課

もちつきや秋まつりでの食中毒予防講習会のご案内について【情報提供】

1 概要

区内では一年を通じ各地区でおまつりなどのイベントが開催され、食品の提供も行われています。しかしながら、調理の専門家でない人が調理することや屋外で大量に調理することなど、食中毒の発生するリスクが高くなることが懸念されます。

つきましては、地域の催しで安全に食品を提供していただくため、今年度第2回目の食中毒予防講習会を開催しますので、ご案内いたします。

- (1) 日 時 10月20日(火) 10時～11時 9時半～受付開始
- (2) 場 所 泉区役所4階ABC会議室
- (3) 申込期間 9月11日～10月13日(先着順)
- (4) 申込方法 電話・電子申請・メール・窓口

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 その他

- ・広報よこはま9月号「泉区役所から」にも掲載しています。
- ・講習内容は今年6月に開催した「お祭りでの食中毒予防講習会」と同じです。出席できなかった方や新たに食品に携わる方への周知をお願いします。

【問合せ先】

泉区生活衛生課 山下、高橋

電 話：800-2451

F A X：800-2516

Eメール：iz-eisei@city.yokohama.lg.jp

食中毒予防講習会



日時

10月20日(火) 10時～11時
受付 9時半～

場所

泉区役所 4 階ABC会議室

申込み

【申込期間】 9月11日～10月13日（先着順）

【申込方法】 電話・電子申請・メール・窓口にて

次の①～④を担当にご連絡ください。

①団体名、 ②代表者名、 ③連絡先(電話番号)、 ④参加人数※

※各団体 2 人までご参加いただけます。



電子申請はこちらから



2026年泉区は区制40周年！



お問い合わせ

泉区生活衛生課食品衛生担当

TEL:045-800-2451

Mail:iz-eisei@city.Yokohama.lg.jp

第 10 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画) の市民意見募集について

1 趣旨

令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間を計画期間とする「第 10 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第 10 期計画」という。）」の策定に向けた市民意見募集（パブリックコメント）の実施について御説明します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法・介護保険法に基づき策定する、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。

また、「認知症施策推進計画」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法において市町村が策定するよう努めることとされた計画です。これら 3 つの計画を合わせて「よこはまポジティブエイジング計画」としています。

この計画に基づき、3 年間の

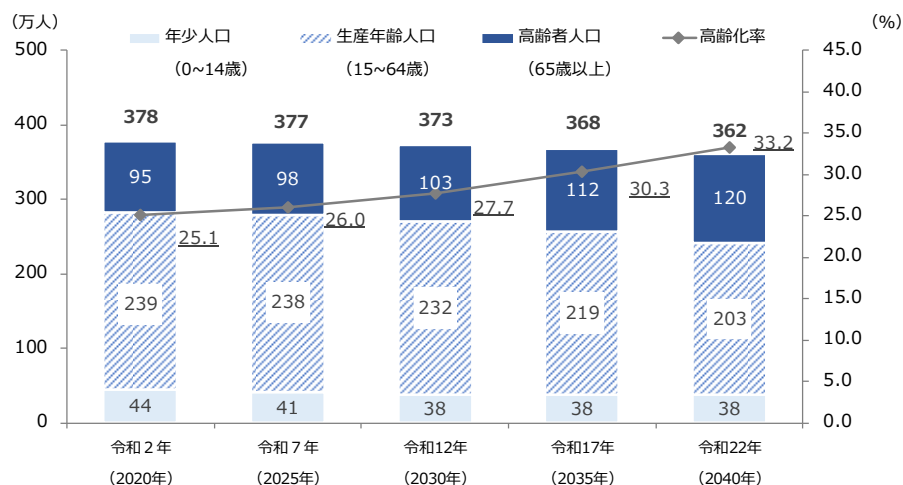
- 高齢者施策の方向性
- 介護保険サービスの見込量（施設整備方針含む）
- 第 1 号被保険者（65 歳以上）の介護保険料 等を決定します。

4 高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢者人口の増加

本市の総人口は減少する一方、高齢者人口（65 歳以上）は引き続き増加傾向であり、2040 年には 120 万人に増加し、市内人口の 3 人に 1 人が高齢者になると推計されています。

また、生産年齢人口については減少が見込まれます。



(2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040年にかけて、介護・医療ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスの一層の充実が必要となります。



5 素案の概要

(1) 基本目標

第9期計画から引き続き、「ポジティブエイジング」としました。

(2) ロジックモデルの活用

第10期計画策定においては、「市民の実感」を評価軸とした「目指すべき状態」を「成果指標（アウトカム）」として設定し、施策・事業の進捗管理を適時適切に実施します。

(3) 取組の柱

基本目標	2040年に目指す姿(長期アウトカム)
ポジティブエイジング 誰もが、いつまでも、 どんなときも、 自分らしくいられる 「横浜型地域包括ケア システム」を社会全体で紡ぐ 横浜市中期計画2026～2029 における政策目標・政策効果 市民の皆様の暮らしの意識 高齢者にとって暮らしやすいまちとなっている 中間的な政策効果 高齢者が自分の望む生活スタイルで暮らしている 高齢者にとって暮らしやすいまちだと答えた市民の割合 高齢者をポジティブにイメージしている人の割合	I 誰もが安心して、安全に暮らせる地域を目指して 地域における見守りや支え合い、人生の最終段階に向けた備え、災害への備えなどが充実し、高齢者にとって暮らしやすいまちとなっている。 II 自分らしくいきいきと暮らすために 高齢者が生きがいや役割を持ちながら、要支援・要介護状態になることをできるだけ予防し、どのような状態でも多様な資源を選択しながら自分らしく生活ができています。 III 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して 在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実や多職種連携の強化が進み、一人ひとりの状況に応じたケアを一体的に提供することができています。市民の多くが人生の最期まで住み慣れた地域で療養することができています。 IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して 施設・住まいの整備や、施設・住まいに関する相談体制が充実することで、日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じた施設や住まいを選択して自分らしく暮らすことができています。 V 安心の介護を提供するために 介護人材の確保、定着支援、専門性の向上、介護現場の業務改善(生産性の向上)に取り組むことで、質の高い介護サービスを安定的に提供できています。 VI 安定した介護保険制度の運営に向けて 介護サービスを安心して利用できる仕組みが持続的に確保され、誰もが必要なときに質の高いサービスを安定して受けることができています。 VII 認知症施策推進計画の施策の展開 ～認知症に理解のある共生社会の実現を目指して～ 認知症に関心を持つ人が増え、地域全体で理解と支援が広がり、認知症の人が安心して暮らし、役割を持って生きられる社会ができています。

6 パブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

令和8年10月1日（木）から10月31日（土）まで

(2) 意見募集及び周知方法

ア 素案の公表・意見提出方法

計画素案・素案説明動画をウェブサイトで公表するとともに、窓口(※)で素案冊子・市民向けリーフレットを配布します。ご意見は、電子申請、電子メール郵便及びFAXで受け付けます。

※市役所・区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等

イ 関係団体等への説明

市・区町内会連合会、市・区民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会、市医師会、市病院協会、市老人クラブ連合会等に対して説明を行い、ご意見を伺います。

7 策定スケジュール（予定）

時期		内容
令和8年	9月中下旬	計画素案公表
	10月	パブリックコメントの実施
令和9年	1月～2月	計画原案のとりまとめ、介護保険料の推計
	3月	計画策定、介護保険条例の改正
	4月	介護保険料の改定

8 参考

計画素案・素案説明動画については、記者発表による公表後、ウェブサイトへ掲載いたします。次の二次元コードまたは「ポジティブエイジング計画 10期」で検索することにより、アクセスいただけます。

ポジティブエイジング計画 10期

検索



担 当：健康福祉局高齢健康福祉課計画調整係
郷原、磯部、川端

電 話：045-671-3412

メール：kf-keikaku@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年生活のしづらさなどに関する調査について

厚生労働省では、横浜市を通じ「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。

つきましては、別添のとおり、調査員が対象地区へのチラシ配布や訪問をさせていただきますので、ご理解願います。

1 調査目的

障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等（難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的としています。

2 調査対象

調査区に居住する在宅の障害児・者等

（（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳））所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある方）を対象としています。

3 対象地区

別途個別にお知らせします。

4 調査の事項

(1) 調査対象者の基本的属性に関する調査項目

年齢、性別、障害の原因、住居、就労・就学の状況等

(2) 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス

障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等

5 調査基準日

令和 8 年 11 月 1 日（日）

6 調査の方法

(1) 10 月 5 日以降に調査員が『調査実施のお知らせ（世帯用）』（必要に応じてマンション管理人的お知らせ）を調査地区内の全世帯に配布します。

(2) 訪問を望まない方からのご連絡を健康福祉局障害施策推進課で受けます。

(3) 11 月 1 日（日）から 11 月 22 日（日）までの期間に調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明のうえ、世帯主や調査対象者の有無を確認して「地区要図」と「世帯名簿」を作成します。

(4) 調査対象者がいる場合は、訪問時に調査票を手渡し、記入及び返送を依頼します（返送

期限：12月10日（木）。

調査票は、原則として調査対象者本人が記入し直接ご郵送いただきます。必要に応じて、適切な記入支援を実施します。

- ・ 視覚障害者の方に対して、希望に応じて点字版の調査票を配布
- ・ 調査対象者が聴覚・言語・音声機能障害者である場合は、手話通訳者の派遣について配慮
- ・ 障害の状況により本人が記入できない場合、本人の希望に応じて、代筆

7 調査員の身分

調査員は横浜市長から本調査を行う者として任命を受けており、世帯を訪問する際には、携帯している調査員証を提示します。

8 問い合わせ先

「令和8年生活のしづらさなどに関する調査」全般に関すること

健康福祉局障害施策推進課 川端・石川

電話：045-671-3603 FAX:045-671-3566

9 添付資料

- (1)調査実施のお知らせ（世帯用）案
- (2)調査実施のお知らせ（マンション管理人等）案
- (3)調査員証（見本）

担当

泉区高齢・障害支援課

障害者支援担当 岡野

電話 800-2485

生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅 障害児・者等実態調査）実施のお知らせ

このたび、皆さまがお住まいの地域に「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。

この調査は、障害児・者等（（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳））所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病氣やけが等により生活のしづらさがある者）を対象として行う調査であり、障害児・者の福祉施策を改善するための基礎資料を得るために厚生労働省が実施するものです。

※調査の対象となる方は、裏面をご参照ください。

調査は令和8年11月1日時点で行うこととしており、調査員が11月1日から11月22日までの期間に皆様方のお宅にお伺いし、調査の趣旨の説明、調査の対象となるかの確認、調査票の配布をさせていただきます。

ご記入いただいた調査票は、郵送により回収させていただきます。

調査員が訪問することを事前に断りたい場合や調査についてのお問い合わせをしたい場合は、調査を実施する自治体の下記の窓口にご連絡ください。（訪問をお断りになる場合は、10月23日までにご連絡ください。）

調査についてのお問い合わせ先 横浜市健康福祉局障害施策推進課
☎045-671-3603 FAX 045-671-3566（平日9：00～17：00）
メール kf-r8shizurasachosa@city.yokohama.lg.jp

上記の窓口のほか、厚生労働省の調査担当窓口にご連絡いただくこともできます。（☎03-5253-1111（内線3029））

※お問い合わせ時間 9：00～12：30 13：30～18：00（平日のみ）

なお、調査票には個人を特定できる質問はございませんし、調査票に記入された内容は、統計上の目的以外に用いることはありません。

また、調査票の記入や提出は任意ですので、ご回答いただけない場合でも不利益が生じることはありません。

今回の調査目的をご理解の上、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※調査員が訪問する際には、横浜市が交付した調査員証を提示します。

この調査では以下に該当する方を調査対象としております。

- 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方
- 難病と診断されたことがある方
- 上記に該当しないが、発達障害のある方、慢性疾患などの長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている方

次のような方は、手帳を持っていない方でも調査の対象となります。

- ・ 日常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、経管栄養、たんの吸引、導尿、酸素療法など）を必要としている。
- ・ 児童（18歳未満）の場合、発達状況などからみて特別支援教育や特別な配慮等を必要としている。
- ・ 眼鏡などを使っても、見えにくい。
- ・ 日常会話を聞き間違えたり、聞き取りにくいと感じたりすることがある。
- ・ 歩いたり階段を上ったりすることが難しい。
- ・ 思い出すことや集中することに困難を伴う。
- ・ お風呂に入ったり、衣服を着たりといった身の回りのことを一人でするのが難しい。
- ・ 自分の考えや気持ちを伝えたり、相手の話を聞いて理解したりするのが難しい。
- ・ 2リットルの水やソーダのボトルを腰から目の高さに持ち上げることが難しい。
- ・ 手と指を使って、ボタンや鉛筆のように小さなものをつまんだり、容器や瓶を開け閉めしたりするのが難しい。
- ・ 心配、緊張、不安を感じたり、気分が落ち込んだりすることがある。
- ・ その他、心身に不調があることで日常生活のしづらさが生じている。

よくある質問

「次のような方は、手帳を持っていない方でも調査の対象となります。」
として、対象となる例が列挙されているが、これらに該当しない場合は、
対象外となるのか。

列挙しているのは、あくまで例であり、例示に該当がない場合でも、「長引く
病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている」と、本人が認識されて
いる場合は、調査の対象となります。

調査の対象者について、「長引く病気やけが等により日常生活のしづらさ
が生じている」には、本人に心身の機能の障害はないが、騒音などの生活
環境によって、日常生活のしづらさが生じている場合も含まれるのか。

「長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている」には、何ら
かの心身の機能の障害により、日常生活のしづらさが生じている方を幅広く
対象としているが、心身の機能の障害が全くない方は、調査の対象外となり
ます。

加齢により日常生活のしづらさが生じている方も調査対象となるのか。

加齢により、心身に具合の悪い状態が生じ、日常生活のしづらさを感じて
いる方も調査対象となります。

「長引く病気やけが等」の「長引く」とは、具体的に何ヶ月以上が該当す
るのか。

「長引く」ものであるかどうかは、ご本人の認識次第なので、厳密に何ヶ月
という線引きはありません。ご本人が判断できないという場合は、「概ね6ヶ月
以上病気やけが等が継続している場合、または、継続する見込みがある場合」
を一つの目安としてください。

1 世帯に、調査対象者が二人いる場合の送付方法はどのようにすれば良いか。

調査票 1 部につき、封筒を 1 枚用意してありますので、それぞれにつき調査票をご記入いただき、別々の封筒に入れて送ってもらうようにしてください。

マンション・アパート等の管理人、管理会社、管理組合の皆さまへ

生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）実施のお知らせ

厚生労働省では、このたび都道府県・市区町村を通じ「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。

つきましては、調査員が 11月1日～11月22の期間に建物にお住まいの世帯を訪問させていただきますので、何卒ご協力をお願いいたします。

《調査の概要》

「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」は、障害児・者等の福祉施策を改善するための基礎資料を得るために厚生労働省が実施するものです。

今回は令和2年の国勢調査調査区から全国5,578地区を抽出して、調査員が地区内の全世帯を訪問し、その中で調査対象となる方に調査を実施します。

《調査員の身分》

お伺いした調査員は、都道府県知事（市長）よりこの調査を行う者として任命されており、世帯を訪問する際には、携帯している調査員証を提示します。

オートロックマンション等、厳重なセキュリティのため、調査員が建物内に入ること自体が困難なことがあり、調査が円滑に行われない場合も想定されます。調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできますよう、何卒ご協力よろしくをお願いいたします。

調査についてのお問い合わせ先

横浜市健康福祉局障害施策推進課

☎ 045-671-3603（平日9:00～17:00）

）

令和8年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査) 調査員証

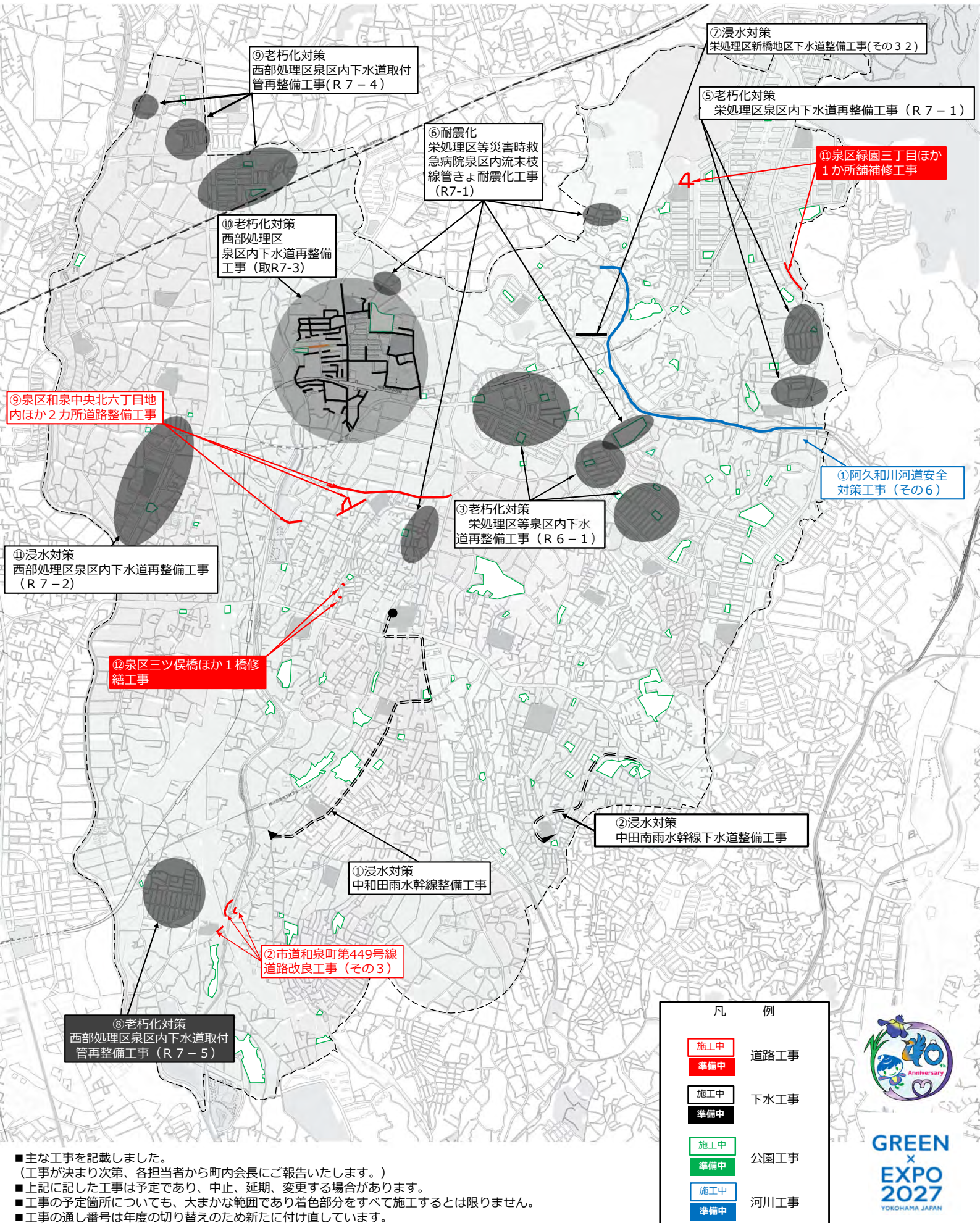
(表面)

 ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare	令和8年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査) 調査員証
第 号 氏 名 _____	
この者は、生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の調査員であることを証明する	
知 事 市 長	印

(裏面)

注意事項	
1 この調査事務を行うときは、この調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。	
2 この調査員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
3 この調査員証の有効期間は交付の日から令和8年11月30日までとする。	
(交付日 令和 年 月 日)	

(令和8年9月18日時点契約中の工事件名)



GREEN
x
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

資料17

泉区連長会資料
令和8年9月18日
泉消防署

泉区 火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和8年8月31日現在

火災状況		泉区内		
		令和8年	令和7年	増△減
火災件数		24	18	6
火災種別	建物火災	15	9	6
	車両火災	1	2	△ 1
	その他火災	8	7	1
	林野火災	0	0	0
	船舶火災	0	0	0
	航空機火災	0	0	0
損害程度	焼損床面積(㎡)	305	112	193
	死者	0	0	0
	負傷者	7	4	3

泉区内 主な火災原因	令和8年	令和7年	増△減
たばこ	7	3	4
電気機器	4	2	2
放火(疑い含む)	3	4	△ 1
こんろ	3	3	0
配線器具	2	0	2
上記以外の火災原因	5	6	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況		泉区内		
		令和8年	令和7年	増△減
救急出場件数		6,662	6,738	△ 76
救急種別	急病	4,583	4,731	△ 148
	交通事故	196	235	△ 39
	一般負傷	1,289	1,202	87
	その他	594	570	24

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	2
緑園地区	0
新橋地区	1
和泉北部地区	0
和泉中央地区	4
下和泉地区	1

連合名	件数
富士見が丘地区	5
上飯田地区	5
上飯田団地地区	0
いちょう団地地区	0
中田地区	5
しらゆり地区	0
その他	1